

基本計画

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第1章 保健・福祉・医療

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
第1節 保健・福祉								
第1項 健康づくりの推進								
(1) 健康づくり活動の推進								
		ア	各種がん検診や健康診査の充実	各種がん検診や健康診査の受診率の向上のため、休日検診や早朝検診等にも努めます。	健康診査（基本項目）、胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん・肺がん・前立腺がん検診・肺がんCT検査、肝炎ウイルス検査・腹部超音波検査・歯周病検診・骨粗鬆症検査・胃がんリスク検査・心不全リスク検査・塩分摂取量検査・頸動脈エコー検査等の実施	A	受診率が伸び悩んでいる。	がん対策推進基本計画の目標値である50%を達成するため、周知広報活動強化に努める。
		イ	各種健康教室や健康相談の充実	各種健康教室や健康相談を利用しやすいように休日や夜間の開催にも努めます。	健診結果に基づく要保健指導対象者への保健指導及び健康教室・運動教室・若い世代を対象とした健康教室の開催	A	健康教室・運動教室等、内容的には充実したものと思われるが、参加者数が少ない。	各健康教室の内容等見直しを定期的に行い、より充実したものが町民へ提供できるよう努める。
		ウ	生活習慣病予防の栄養指導の充実	生活習慣病予防のため食生活改善グループ等と連携し、適切な食生活の改善に努めます。	食生活改善推進員を中心に、バランスの良い食生活を基本とした生活習慣病予防推進に努める。	A	食生活改善推進員の活動の場が限られており、期待する効果が得られていない。	食生活改善推進員の活動内容の周知に努め、効果的に活動できる場を提供する。
		エ	保健センターの機能強化	町民の健康づくりを推進するため町民に密着した健康相談、健康教育、各種健康診査等の対人保健サービスを総合的に行う拠点として、保健センターの機能の充実に努めます。	基本計画に基づき健康づくりを推進する。	A	市町村への権限委譲が増え、対人サービスや事務量が増え、予防接種の種類増加や健康増進事業の事業量が増えて、町の財源負担や職員への業務量の負担が増えている。	様々な健康づくりの事業推進のための医療従事者の尚一層の充実を図るとともに、財源確保並びに事業効果を高める。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第1章 保健・福祉・医療

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			オ 感染症予防対策	感染症についての知識向上に努め、町webページ・週報等による情報提供を定期的に行います。	2種(DT)・BCG・ポリオ・MR・日本脳炎・4種・ヒブ・小児用肺炎球菌・水痘・B型肝炎・ロタ・子宮頸がん・高齢者インフル・成人用肺炎球菌等の定期予防接種事業の実施、結核検診の実施など感染症予防対策を図る。	A	毎年新規に予防接種が定期接種に加わり、普通交付税措置されるとは言われながらも町の財政負担は確実に増えており、今後も増える可能性がある。	予防接種の接種率を確実に増やす事と新感染症対策の充実を図る。
			カ 心の健康づくりの推進	精神保健の啓発・広報に努め、「心の健康づくり連絡会」でネットワークづくりの強化を図ります。 研修会の実施や専用電話相談や、保健センターでの来所相談、訪問指導、家族会の育成支援に努めます。	健康づくり計画の「こころの健康」に基づき実施。	A	心の病気、心の健康に対する意識の向上、家族や当事者の悩みの相談の受け皿づくりのための研修会、関係者のネットワークづくりを行い、住民のこころの健康づくりに努めているが、まだ期待値に達していない。	健康づくり計画の「こころの健康」に基づき心の病気、心の健康に対する意識の向上、家族や当事者の悩みの相談の受け皿づくりのための研修会、関係者のネットワークづくりの継続的な実施を行い、住民のこころの健康づくりをさらに充実させる。
			キ 自殺防止対策の推進	医療、労働、経済、法律、教育等の関係機関との連携を図りながら、総合的な自殺防止対策を推進します。	H30.7月に役場職員で組織する与論町いのちを支える自殺対策推進本部を設置し、自殺対策の計画の策定、進捗状況の管理に充てた。また、医師や教育者など幅広い職種と連携した「与論町いのちを支える自殺対策ネットワーク会議」を設置し、連携強化や情報交換を行った。	B	自殺リスク者への気づき、声掛けについての個別対応については、個人情報観点もありもう一步踏み込めていない部分がある。	現在あるシステムを活用しながら、自殺リスク者への気づき、早期の声掛けを行うことにより「自殺者0（ゼロ）」を目指す。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第1章 保健・福祉・医療

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			ク 母子保健事業の推進	妊婦・乳幼児等の様々な相談支援、乳幼児健診を行う。島外出産支援事業及び妊婦健康診査補助事業を行う。離島地域不妊治療支援事業及び未熟児養育医療費給付事業を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査の補助、乳幼児健診の実施 ・島外出産支援事業の実施 ・離島地域不妊治療支援事業の実施 ・未熟児養育医療費給付事業の実施 	A	特に支援を要する子育て家庭に限らず、全ての妊産婦、子育て家庭の不安や負担軽減を図るための相談支援体制の整備が必要。	子育て世代包括支援センターを設置し、全ての妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、切れ目のない支援を目指す。子ども・子育て支援事業計画に基づき、母子保健分野と子育て支援分野の両面から一体的な相談支援体制の充実を図る。
			ケ 安心・安全子宝事業の推進	モバイル胎児心拍伝送システム・妊婦情報共有システムを導入して出産・育児支援体制の充実を図る。	モバイル胎児心拍伝送システム 妊婦情報共有システムの導入	B	事業開始当時の目的や事業内容が、実態（利用者のニーズ等）とそぐわなくなっている。	事業効果を見直し、利用者のニーズにあわせてもっと魅力あるものに改善する。
(2) 国民健康保険の健全な運営								
			ア 国民健康保険税の確保	<p>週報やパンフレット及びWebページを通して国民健康保険制度の広報を行い、資格の適用適正化を図ります。</p> <p>国民健康保険特別会計の財政健全化を図るため、保険税の適正賦課に努めます。</p> <p>国民健康保険税の滞納を減少させるため、収納体制を強化し、収納率の向上に努めます。</p> <p>未納者との納税相談の機会を増やし、短期被保険者証の活用を図り、納税意識の高揚に努めます。</p>	<p>社会保険離脱に伴う国保の資格取得や各種学校の卒業に伴い国保の資格喪失が発生した場合、国民健康保険資格等取得（喪失）連絡票等を提出させ、健康保険の未資格状態の抑制に努めました。</p> <p>所得申告漏れ等については、職権課税を行う旨を通知し、課税漏れの防止に努めました。</p> <p>保険税収納事務受託者を雇用し、訪問徴収を実施するとともに、徴税吏員による夜間徴収や臨戸訪問を行い、納税意識の向上に努めました。</p> <p>滞納者が医療機関に入院したことにより発生した高額療養費について、本人より同</p>		<p>社会保険離脱した後、医療機関等への受診がなかったため、国保加入の手続きが遡及して行われるケースがある。</p> <p>社会保険加入したにもかかわらず、国民健康保険資格等取得（喪失）連絡票の提出がないため、2重保険状態となっている場合がある。</p> <p>納期内納入について、納税意識が低いことから、町民に対し納期内納入について周知徹底を図る必要がある。</p> <p>延滞金の徴収及び差押等の滞納処分の効果により、滞納額は縮減傾向にあるが、滞納者に対する早期完納に向けたきめ細やかな納税交渉を行う必要がある。</p>	<p>各種事業所等と連携を取り、従業員の方に対して、資格の得喪が発生するときは、国民健康保険資格等取得（喪失）連絡票の提出及び手続きを行う旨の通知を行います。</p> <p>納期内納入を推進するため、コンビニ収納、スマホ決済等のキャッシュレス決済の導入について検討を行います。</p> <p>督促手数料の引き上げにより、納期内納付の推進を図ります。</p> <p>分納誓約不履行者や納税誓約が不調になった者については、関係課と連携を取り、短期被保険者証や資格証明書などの交付を行いつつ、滞納者との接触を図りま</p>

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第1章 保健・福祉・医療

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
					<p>意書を取ることで、保険税への充当を行い、財源の確保に努めました。</p> <p>平成29年から延滞金の徴収を開始し、差し押えを行うなど、徴収率向上に努めました。</p> <p>滞納者との細やかな交渉ができることと、速やかな滞納処分への移行のため、納税誓約書の有効期間については3か月とすることとしました。</p>		<p>平成30年度より、都道府県国保へ移管した。そのため、より健全な国保運営が求められている。</p>	<p>す。</p> <p>健全な国保運営のため、国保税率については、住民の荷重な負担にならないよう適宜見直しを行い、財源の確保を行うこととします。</p>
			イ 医療費の適正化	<p>疾病の早期発見に努める。</p> <p>通知を行い医療費適正化に寄与する。</p> <p>医療費分析に基づいた啓発用パンフレットを作成配布する。</p> <p>第三者行為等求償事務を強化し、適切な給付に努め医療費抑制を行う。</p> <p>医療費分析結果等について町内イベント等を活用し医療費抑制の普及啓発を行う。</p>	<p>人間ドッグ等の受診勧奨を行い疾病の早期発見に努めた。</p> <p>医療費通知及び後発医薬品差額通知（ジェネリック差額通知）を配布し、医療費の抑制に繋がるよう啓発普及を行った。</p> <p>第三者行為等求償業務において、適切な給付を行った。</p>	B	<p>医療費適正化の強化を図り、今後も増加していく医療費への対策をとる必要がある。</p>	<p>健康に対する意識づけや疾病に対する予防知識の普及と啓発を図り、医療費の適正化を強化していく。</p> <p>医療費分析に基づき、ジェネリック医薬品やかかりつけ医の勧め、お薬手帳の活用等の啓発活動に努める。</p> <p>第三者行為等求償業務においてレセプト点検を強化し医療費の抑制を図る。</p>
第2項 高齢者福祉の充実								
(1) 高齢者の健康づくりの推進								
			自主的健康づくりへの参加	<p>イキイキクラブなどの健康教室や老人クラブ等のグループ活動を通した各種スポーツ大会への参加を促進し、高齢者の自主的な健康づくりを進めます。</p>	<p>行政主体のイキイキクラブから地域主体のサロンへと健康づくり事業のスタイルが変化した。</p> <p>そのことで、より地域に密接した、自主的な健康づくり事業を実施することができた。</p>	B	<p>参加者が特定されているため、広く地域全体から参加して盛る仕組み作りが必要である。</p> <p>そのためには、事業実施場所への交通手段の整備が課題である。</p>	<p>サロンへの要支援2以下のレベル以下の高齢者の6割参加。</p> <p>サロン活動参加への交通手段を確立する。</p>

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第1章 保健・福祉・医療

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			(2) 高齢者の生活支援体制づくり					
		ア	地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センターの機能強化により、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができる体制づくりを推進する。	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における関係機関とのネットワークを構築を図った。	C	介護保険制度の在宅支援をはじめ、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制が不足している。	高齢者等が住み慣れた地域で生活できるよう、総合相談事業をはじめ、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の総合的な推進、地域ケア会議の充実を図りつつ、関係者間のネットワーク構築を形成する。
		イ	在宅高齢者福祉の推進	地域社会が見守り活動を行うとともに、買い物等に対する支援など、在宅高齢者の生活支援体制づくりを進めます。	在宅福祉アドバイザー事業や、買い物支援事業の実施など、一定の成果を上げている。	B	独居高齢者世帯や高齢者夫婦世帯の増加に加え、認知症高齢者も増加しており、住み慣れた地域で長く安心して暮らしていくための多様な高齢者サービスが求められている。	見守り制度の充実や、任意後見制度の導入・啓発など、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける在宅高齢者福祉の推進を多角的に進めていく。
		ウ	権利擁護事業の推進	高齢者虐待や成年後見制度等に関する普及啓発や相談窓口の設置、関係機関との連携により、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う。	高齢者虐待や成年後見制度等、制度の普及啓発を図りつつ、相談事案があった際には、関係機関との連携により、必要な支援につなげた。	B	制度や相談窓口に関する普及啓発が不足している。	制度や相談窓口に対する町民への普及啓発及び関係機関との連携により、制度を円滑に利用できるよう支援体制を構築する。
			(3) 生きがいづくりの推進					
		ア	介護予防事業の充実	町内全集落において、ふれあいサロン活動が自主運営されており、社会参加や世代間交流の場となっている。また、高齢者個人が取り組む健康増進や介護予防に対し、インセンティブを付与することで、活動促進につながっている。	「高齢者元気度アップ・ポイント事業」については、高齢者の約2割が登録し、個人の健康増進や介護予防に取り組んだ。	B	元気高齢者に対する取り組みは充実しているものの、多少の介護が必要な高齢者の行き場が少ない。	住み慣れた地域において多少の介護が必要な状態になっても生活できるよう、介護予防事業等の充実を図る。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第1章 保健・福祉・医療

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			イ シルバー人材センターの設立	シルバー人材センターの設立により、高齢者の積極的な社会参加と、生きがいづくり健康づくりを促進し、社会全体の活性化を目指す。	未実施	C	・事務局員の確保 ・制度の広報、周知 ・委託業務の内容の精査	・事務局の設置 ・老人クラブとの協定
(4) 介護保険制度の充実								
			介護保険サービスの充実	介護保険事業計画に沿った介護保険サービスの提供に努めるとともに、高齢者が自らの選択により、良質な介護サービスを利用できるよう介護サービスの質の向上を目指す。	平成27年度に通所事業所が閉鎖し、令和元年度には通所リハ施設が休止したため、在宅介護サービスが弱体化した。 平成31年度に開所予定であった有料老人ホームは、開所予定が令和5年度に延期となった。	C	本町の在宅介護サービスは、施設数などのハード、人員などのソフトの両面ともに多くの問題を抱えている。 また、現在の施設頼みの介護サービスでは、今後の保険料の高騰が危惧されている。	官民一体となって、在宅介護サービスメニューの充実を図っていく。 また、介護保険料が高騰することがないよう、町民に対して制度の周知及び健康づくりを推進し、持続可能な制度設計を図る。
第3項 障がい者福祉の向上								
(1) 啓発・広報の充実								
			ア 町Webページ等の活用	町ホームページ・週報・広報よろんを活用した障がい者福祉の啓発・広報。	町ホームページの障害福祉サービス利用のてびき等を掲載	A	町ホームページの更なる充実並びに幅広い広報手段での障がい者福祉の啓発及びサービスの紹介。	町ホームページの更なる充実並びに幅広い広報手段での障がい者福祉の啓発及びサービスの紹介。
			イ 関係機関と連携した広報・啓発活動の強化	福祉講座や講演会等の積極的な開催	大島地区障がい者ゲートボール大会の開催。障がい者スポーツ教室の開催。障がい者福祉講演会及び研修会の開催。ペアレントプログラム講座の開催。	A	主体的、積極的な福祉講座や講演会の開催	主体的、積極的な福祉講座や講演会の開催

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第1章 保健・福祉・医療

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			ウ 障がい者家族会等との連携強化と支援の充実	家族会の運営支援	手をつなぐ育成会運営補助金の交付	B	家族会が解散し、現在家族会がない状態	新たな家族会設立への支援
(2) 社会参加の推進								
			ア 障がい児の育成・教育の充実	関係機関と連携し、療育体制・特別支援教育を強化	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援サービスの提供 ・放課後等デイサービスの提供 ・日中一時支援サービスの提供 ・こども部会の設立 	A	児童発達支援センターの設立	児童発達支援センターの設立
			イ 社会復帰学級の開催	定期的な社会生活機能訓練教室の開催	—	C	専門的な人材の不足	—
			ウ 障がい者雇用制度の活用	公共職業安定所等と連携した就労支援	あまみ障がい者就業・生活支援センター、大島養護学校、障害福祉サービス事業所及び生活支援部会等が連携し障がい者の一般就労を支援。5名の一般就労を実現。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援B型利用者からの一般就労希望者の掘り起こし。 ・就労継続支援 ・企業との連携 	障がい者就労相談会の強化
			エ 公的機関における障がい者雇用の創出	町関係機関と連携した雇用の創出	—	C	定期的な障がい者枠職員採用試験の実施 事務作業の仕分けによる仕事の創出	定期的な障がい者枠職員採用試験の実施

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第1章 保健・福祉・医療

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			オ 小規模作業所の支援強化	小規模作業所との連携及び運営補助	運営補助金の交付	A	適切な作業場の確保	適切な作業場の確保
			カ 障がい者の人権の擁護	人権擁護関係機関と連携した啓発活動	与論町障がい者自立支援協議会の所掌事務の中に、障がい者の権利擁護に関すること及び障がい者の差別解消に関することを定めた。	A	定期的な啓発活動の実施	定期的な啓発活動の実施
(3) 障がい者福祉サービスの充実								
			ア 福祉サービス紹介の充実	町ホームページ、町広報誌等による広報	町ホームページの障害福祉サービス利用のてびき等を掲載	A	町ホームページの更なる充実並びに幅広い広報手段での障がい者福祉の啓発及びサービスの紹介。	町独自の障害福祉サービスの手引き等の作成
			イ 障がい者連絡協議会の設立	与論町障害者自立支援協議会の設立	<ul style="list-style-type: none"> ・与論町障がい者自立支援協議会の設立 ・こども部会の設立 ・就労支援部会の設立 ・生活支援部会の設立 	A	各専門部会の自立・発展	各専門部会の自立・発展
			ウ 精神保健の強化	相談支援の充実。精神医療機関との遠隔医療の連携。	<ul style="list-style-type: none"> ・精神医療機関の巡回相談との連携 ・措置入院の支援 	B	遠隔医療の実施	遠隔医療の検討

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第1章 保健・福祉・医療

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			エ 障がい者施設の充 実	町内障がい者福祉施設の支援強化	・社会福祉法人愛心会「ケアホームヨロ ン」開所 ・秀和苑味噌作り作業所完成	A	・障がい者の緊急時の避難所（シェル ター）の確保 ・障がい者の集いの場、体験の場の確保	・障がい者地域生活支援センターの整備 ・グループホームの拡充
第4項 児童福祉の向上								
(1) 安心して子供を生み、育てられる環境整備								
			ア すべての子育て家 庭への支援	・島外出産支援事業 ・次世代育成支援対策事業 ・児童手当 ・子育てパスポート交付事業	各事業とも申請者に対し、確実に支援を おこなうことができた。	AA	子育て支援パスポートの協賛店舗の拡充	子育て支援パスポートの協賛店舗の拡充 を目標に、募集や依頼をおこなう。
			イ 子育てしやすい環 境の整備	・保育対策促進事業 ・児童環境づくり基盤整備事業 ・延長保育促進事業 ・一時預かり事業 ・病児病後児（体調不良児対応型） ・保育促進事業	延長保育促進事業・一時預かり事業・病 児病後児（体調不良児対応型）保育促進事業 を保護者のニーズに合わせたかたちで行う ことができた。	AA	私立認定こども園との連携	・保護者のニーズの把握 ・事業に従事する保育者の確保
			ウ 子育て情報の提供	子育て情報の提供	子育てに関する情報を町公式ホームペー ジや広報誌に掲載する。	C	資格試験情報や資格取得情報の情報発信 等をこまめにおこなう必要がある。	こまめな情報発信
			エ 児童虐待等への対 応	・警察や関係機関との連携 ・定期的なケース会議 ・児童虐待に関する啓発活動	警察や各関係機関との連携を図り、必要 な事項に応じてケース会議を開いた。 児童虐待に関するポスターの掲示	B	それぞれのケース会議での目標達成を定 め、それに向けて出席者の連携強化に努め る。	各関係機関との密接な連携強化

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第1章 保健・福祉・医療

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			(2) 子育て家庭に対する経済的支援					
			各種助成制度の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども手当 ・児童手当 ・乳幼児医療費助成事業 ・多子世帯保育料等軽減事業 	<p>子ども手当・児童手当の支給及び申請者への乳幼児医療費助成については適切に実施されている。</p> <p>複数の児童を育てる多子世帯への保育料の軽減については県補助等も活用しながら適切に実施している。</p>	AA	乳幼児医療費助成の対象となる年齢等の拡充	令和3年度より乳幼児医療費助成の県補助対象の拡充に伴い、町補助の対象年齢等についても拡充をおこなう。
第5項 母子父子家庭等福祉の推進								
			(1) 母子・父子家庭等への支援体制づくり					
			ア 相談窓口の充実と連携強化	母子・父子家庭等の生活の安定と向上を図るため、相談窓口において様々な相談に応じるとともに、保健・医療・福祉分野をはじめ、各関係機関相互の連携強化と支援に努める。	各窓口及び各担当者と連携を図り、支援に努めることが出来た。 週報等での周知に努めた。	A	申請主義の制度でもあることから、周知の徹底や、対象者にならないかの精査などを定期的実施していく必要がある。	これまで同様、庁内での横の連携体制を徹底し、取りこぼしのないサービス強化に努める。
			イ 各種助成事業の推進	母子・父子家庭等の自立を促進するために、児童扶養手当制度やひとり親家庭医療助成制度、母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に実施し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図る。	各窓口及び各担当者と連携を図り、支援に努めることができた。 週報等での周知に努めた。	A	申請主義の制度でもあることから、周知の徹底や、対象者にならないかの精査などを定期的実施していく必要がある。	これまで同様、庁内での横の連携体制を徹底し、取りこぼしのないサービス強化に努める。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第1章 保健・福祉・医療

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
第2節 医療								
第1項 医療の充実								
(1) 医療体制の強化								
		ア	専門外来の支援強化	町内医療機関に常駐していない、専門外来医師については、島外の関係医療機関との連携のもと、定期的な意思の循環派遣がなされるよう働きかける。	第2期中、新規に歯科医院の開業が1件あり、専門外来医師等については、定期的な医師の循環派遣がなされた。 第3期中、診療所の閉業が1件あり、島内1病院に受診が集中することもあり、専門外来等への更なる支援強化が求められている。	C	町内の医療機関に常駐していない専門外来医師等については、島外の医療機関との連携のもと、巡回診療・相談回数を増やし定期的な医師の循環派遣がなされるよう働きかける必要がある。 医師派遣については、医療機関の運営状況や体制等を踏まえ協議していくよう働きかける必要がある。	定期的な医師の循環派遣がなされるよう医療機関の運営状況や体制等を踏まえ、協議を行い働きかける。 町内に常駐していない専門外来医師への巡回診療や相談回数を増やす事ができるよう働きかける。
		イ	医療費助成制度の拡充	乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度、離島地域出産支援事業、母子保健事業による乳児・妊婦健診費用助成、未熟児養育医療制度等による医療費助成を実施	乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度、離島地域出産支援事業、母子保健事業による乳児・妊婦健診費用助成を実施し、事業費も期を重ねるごとに増額してきた。	B	第1期から第3期へと事業費が増額しており、各事業や助成制度の利用が増えていることから、財源の確保と適切な事業運営に努めていく。	乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度、離島地域出産支援事業、母子保健事業による乳児・妊婦健診費用助成、未熟児養育医療制度等による医療費助成を実施できるよう財源を確保し、事業運営を図る。
		ウ	医療ネットワークシステムの活用促進	光ファイバー通信網を活用し、関係医療機関相互における医療情報の収集により、各科の診療が可能となるべく、医療ネットワーク網の拡充を図る。	システムを活用し、医療情報の収集を図ることが出来た。	A	特になし	

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第1章 保健・福祉・医療

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
		(2) 医療費の抑制						
		ア	集団検診・保健指導の徹底	生活習慣病の予防に向けた集団検診や保健指導の徹底を行います。	特定健康診査・特定保健指導事業の実施	B	・特定健康診査・特定保健指導の実施 ・目標値に達成していない	受診率60%を目指す
		イ	健康づくりの推進	各種団体との連携を図り、健康教室等を実施し、住民参加型の健康づくりの実施を図る。	生活習慣病の予防に向けた保健指導として、運動教室や栄養摂取等の指導を行い、町民の健康づくりの推進に努めた。 「健康よろん21（第2次与論町民健康づくり計画）」に基づき、町民の心身の健康づくりに対する意識の啓発と積極的な健康づくり活動の取り組み推進に努め、健康寿命の延伸と生活の質の向上を全体目標として取り組んでいる。	B	本町は、長寿者の割合が高い一方で平均寿命は全国よりも短く早世の割合も高い。健康寿命においても全国、県よりも下回っている。	「健康よろん21（第2次与論町民健康づくり計画）」に基づいて、健康づくりに主体的に取り組む町民を、行政や関係機関が連携を取りながら支援に努め、「健康寿命の延伸と生活の質の向上」さらには健康で生きがいを持ち誰もが安心して暮らせる長寿の町を目指す。
		(3) 緊急医療体制づくり						
		ア	緊急医療体制の強化	交通事故や災害被害、急病などによる救急感謝の迅速な搬送・治療体制については、県や消防組合、医療機関と連携を図る。	交通事故や災害被害、急病などによる緊急患者の迅速な搬送・治療体制について関係機関との連携を図ることができた。 平成28年12月より県立大島病院にドクターヘリが導入され救急医療体制の整備を図ることができた。	B	ドクターヘリによる救急医療体制の整備が図られたところではあるが、県立大島病院への搬送は沖縄本土への搬送に比べ20分以上の時間を要することや、疾患への対応自体が県立大島病院では困難な場合があり、従前の沖縄県へのヘリ要請を行うことが多々ある。	県立大島病院へ新規導入されたドクターヘリの活用や沖縄県への協力要請について、県や消防組合、医療機関と連携をさらに図っていく。 地域医療構想調整会議（県主導）等において、本町の地理的要因を考慮した沖縄医療圏域の考え方となるよう、県等への要望を行っていく。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第2章 教育・文化

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
第1節 幼児教育								
第1項 幼児教育の充実								
(1) 家庭や地域社会との連携								
		ア	幼児教育の理解促進	保育士の資質向上に努めると共に、家庭・園・地域との連携や相互理解を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の研修会への出席（園内・町内・出張・自己研修） ・園だよりや週報等の発行 ・保育士による保護者との懇談会の実施 ・保育参観・祖父母ふれあい会・餅つき会等の実施（家庭） ・運動会・発表会・県民週間の実施（家庭と地域） 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・園内研修の為の時間の捻出（園児理解、及び保育の方向性等についての職員間共通理解） ・運動会・発表会・県民週間等の地域への周知及び招聘 	<ul style="list-style-type: none"> ・充実した保育・教育運営のための十分な保育士の人数確保（急な年休・病休・特休や産休・育休対応を含む） ・保育士の資質向上に向けた園内環境の整備 ・園だより、保険ニュース等の発行や、保育参観や運動会等、諸園行事への周知及び招聘による家や地域への情報発信と相互理解を図る
		イ	地域や自然とのふれあい体験の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者との昔遊び、芋ほり体験、潮干狩り体験等の体験活動の実施 ・地域行事への参加及び、散歩・海遊び農業体験活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・祖父母ふれあい会（昔遊び）の実施 ・地域の敬老会への参加 ・小学校運動会への参加（持久走・相撲大会の応援） ・消防署や役場見学・小学校や園周辺の散歩の実施 ・県民週間による園の解放 ・海遊びの実施 ・稲・さつまいも・ジャガイモ・トマト・ピーマン等の苗植え及び収穫体験の実施 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・車両等、移動手段の確保 ・対応職員人数の確保 園児引率時の対応 諸行事・訓練・農業体験等の準備その後の対応等 	<ul style="list-style-type: none"> ・散歩や海遊び等の園外保育を取り入れた自然体験の実施 ・苗植えや収穫体験を通じた農業体験の実施 ・地域行事への参加や、各事業所見学などを通じた地域との触れ合い活動の実施
		ウ	安全に対する指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・登園時や園外保育の際の交通安全の習慣を身に付けさせる。こども園での火災や不審者に対する避難訓練の実施 ・こども園での災害に対する避難訓練を地域と連携して実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全の実施（警察と連携） ・総合避難訓練の実施（消防と連携） ・通報避難訓練の実施（消防と連携） ・毎月1回の火災、又は地震の避難訓練の実施 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民や地域連携した避難訓練の実施 ・自然災害時におけるハザードマップの作製、及び園・保護者・地域の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・登園時や園外保育の際の交通安全の習慣を身に付けさせる。こども園での火災や不審者に対する避難訓練の実施 ・こども園と地域の連携した避難訓練の実施

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第2章 教育・文化

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
					<ul style="list-style-type: none"> 風水害被害避難訓練の実施 不審者対応避難訓練の実施（警察と連携） 保育士による紙芝居等を利用した交通安全及び災害時対応指導の実施 			
(2) 認定こども園と学校及び関係機関との連携								
			交流教育の推進	未就園児や、小・中・高校生との触れ合い活動を通しての異年齢間交流の実施	<ul style="list-style-type: none"> 未就園児親子への園庭解放の実施 入園希望者の親子体験入園の実施 小学生の職場探検隊の受け入れ実施 小学校の運動会・お楽しみ会・一年生との交流会への参加 中・高校生の職場体験学習の受け入れ実施 	A	各関係機関との交流に関する日程調整	未就園児や、小・中・高校生との触れ合い活動を通しての異年齢間交流
(3) 認定こども園運営の弾力化								
			子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域における保護者間の交流のための子育て井戸端会議の実施 教員、教職経験者、大学職員、カウンセラー等の招聘による子育て相談及び子育て講座の開催 大島養護学校の先生による巡回相談（就学相談） 	<ul style="list-style-type: none"> 1号認定児童の預かり保育の実施 保育を必要とする未就園児童への一時保育の実施 未就園児童への月曜日から金曜日（9：30～11：00）までの園庭解放 保育士による保護者との懇談会の実施 保健センターを介した専門機関の巡回相談の実施 教育委員会を介した専門職による相談の実施（就学時相談や巡回相談等） 	A	<ul style="list-style-type: none"> 園の対応している子育て支援について保護者や地域への周知 専門的な知識や経験を有する保育士の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の交流の為の子育て井戸端会議の実施 各専門職や子育て経験者による子育て講座の開催 教育委員会や保健センターを介した各専門職による巡回相談の実施

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第2章 教育・文化

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
第2節 学校教育								
第1項 学校教育の充実								
(1) 生きる力を育む教育の推進								
		ア	交流学习の充実	島外の姉妹盟約校との交流学习の推進	平成24、26、28、30年度に姉妹盟約校等との交流学习を実施（東京都北区東十条小学校）	A	予算の都合上交流できる児童の人数が制約される。	訪問交流学习以外にSNSを利用した交流を推進
		イ	指導体制の充実	学習指導体制の充実、外国語指導助手（ALT）の効果的な活用	令和2年度から、小学校5・6年生の外国語活動が外国語化に変わったが、その移行期をALTによる専門的な指導により支援することができた。	A	・町の直接雇用ではなく、福岡県の派遣会社に雇用されたALTであるため、資質向上の機会が限られている。 ・各学校の業務が多忙化しているため、学校応援団による簡易な授業サポートを検討する必要がある。	・ALT派遣会社による研修の充実 ・必要に応じた学校応援団の編制と活用
		ウ	情報教育の充実	教育スクウェア×ICTフィールドトライアルによるICT利活用の実施 ICT利活用育成研修の実施、デジタル教材の整備（小中学校）	平成23～25年度に教育スクウェア×ICTフィールドトライアルによるICT利活用を実施した。	C	ICT支援員又はサポートを行う業者の確保	支援員又はサポート業者による学校現場の利活用支援
		エ	特別支援教育の充実	各種機関との連携、一人一人のニーズに応じた支援の推進	・各小・中学校に、児童生徒の教育的ニーズに応じた特別支援学級を開設した。 ・茶花小学校に言語障害通級指導教室を開き、各学校からの通級が可能になった。	A	・支援や配慮が必要な児童生徒の増加により、特別支援教育支援員の負担が増大している。	特別支援教育支援員の人的確保と研修の充実

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第2章 教育・文化

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			オ 町奨学金の充実	一般育英奨学金等の貸与（高校生 月額15,000円・大学生等 月額30,000円）	大学生等への貸与月額を10,000円増額し月額40,000円とした。	A	・全体的な予算額は変わらないため月額の増額により受給できる人数が減ってしまった。 ・返還滞納金（未収金）の固定化	・予算の増額と返還支援制度の推進 ・返還滞納金（未収金）の解消
			カ 土曜授業推進事業	海洋学習を通して郷土に触れ、学び、課題について考える。そして課題解決の提案をし郷土について発信する。	年間10回程度を標準として毎年度土曜授業を実施し、地域に開かれた教育活動を展開することができた。	A	町民体育大会やヨロンマラソンなど、休日に大きな地域行事がある月は、学校側の負担を考え、土曜授業の実施に配慮が必要だった。	土曜授業の実施と休日の地域行事との関わりについては、学校の働き方改革の視点から留意していく必要がある。
			キ 中・高等学校全学年2学級存続プロジェクト	・ふるさと留学生募集要項のホームページへの掲載及びリーフレット作成 ・高校魅力化全国募集合同説明会参加 ・ふるさと留学先進地視察（長野県泰阜村・白馬高校） ・ふるさと留学生受入（3名）	・ふるさと留学生募集要項のホームページへの掲載及びリーフレット作成 ・高校魅力化全国募集合同説明会参加 ・ふるさと留学先進地視察（長野県泰阜村・白馬高校） ・ふるさと留学生受入（8名）	A	・親子留学生用の住居確保 ・住宅不足により大々的な募集ができない	・親子留学生を中心に募集と受け入れ ・住宅を他の課と協力して確保 ・移住したくなる魅力ある学校、教育環境づくり
(2) 「教育観光の島」づくりの推進								
			ア 外的・物的魅力の推進	子ども会花壇コンクール、クリーン大作戦の実施	年1回の子ども会花壇コンクール、年2回のクリーン大作戦を実施	A	子ども会活動への中学生の参加が少ない	町民憲章に明記している花と緑の美しいまちづくりの実現

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第2章 教育・文化

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			イ 内的・人的魅力の推進	各学校でのあいさつ運動、礼儀作法についての指導充実	基本的な生活習慣を確立する一環として、各学校において確実な指導がなされている。	A	あいさつや礼儀の指導を学校教育のみに任せようとする風潮がわずかながらある。	学校と地域が同じベクトルを向いて子供を育てていくことが必要である。
			ウ 本質的魅力の推進	「でっかい夢語り大会」の実施、町教育研究会や学力向上対策委員会の充実	「でっかい夢語り大会」を毎年実施、町教育研究会や学力向上対策委員会を定期的に実施した。	B	「でっかい夢語り大会」の準備が教師への負担	「働き方改革」に伴い各種行事の実施の有無を再度検証する。
			エ 根元的魅力の推進	・生命尊重、人権尊重を基盤とした教育の推進 ・食育教育、自然体験活動、栽培・飼育活動、高齢者とのふれあい活動や慰問活動等の充実	・各学校において、生命尊重、人権尊重を基盤とした教育や、各種体験活動が充実した。 ・高齢者との交流事業を実施した。	A	「島だちの教育」の充実させる視点から、与論町民が幅広く関わりつつ、与論町のための教育を実現する必要がある。	海洋教育を推進する。
		(3) 教育施設の整備						
			ア 施設の整備促進	・学校施設の耐震診断及び耐震補強改修工事の実施 ・茶花小学校、那間小学校の改築 ・学校施設長寿命化計画策定 ・与論小学校校庭整備	小中学校の耐震診断を行い、結果に基づき耐震補強改修工事を実施した。 学校施設長寿命化計画を策定した。	C	茶花小学校、那間小学校の老朽化	・統廃合検討 ・学校施設整備方針の策定 ・安心安全な学校施設整備

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第2章 教育・文化

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			イ 学校給食施設整備の充実	新学校給食センターの整備	<ul style="list-style-type: none"> 先進地視察研修を行った。 建設用地選定（検討）を行った。 	C	現施設の老朽化	新給食センターの早期建設
			ウ 学校ICT環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 教室用大型モニターや実物投影機の整備 校務用及び学習用パソコンの整備 整備機器の更新 Webフィルタリングソフトの整備 教育情報セキュリティポリシーの整備 	各機器やフィルタリングソフトの整備及び機器の更新を行った。	C	<ul style="list-style-type: none"> ICT技術の急速な発展と学校ICT環境整備に掛かるタイムラグ。 機器整備に掛かる財源確保。 学校現場のサポートを事務局ができない。 	整備する機器を厳選することと財源確保。

第3節 生涯学習

第1項 生涯学習の推進

(1) 推進体制と施設整備

ア 生涯学習推進体制の確立	生涯学習推進会議及び生涯学習推進本部の機能充実を図り、町民の各分野における生涯学習に取り組む機運を醸成します。	<p>特定非営利団体活動法人ヨロンSCと体育施設及び中央公民館の管理運営に関する基本協定を締結、指定管理者制度を導入し、学習施設の整備を図った。</p> <p>また、与論町社会教育委員会・公民館運営審議会を年2回開催し、社会教育委員を中心とした推進体制の確立に努めた。</p>	B	生涯学習推進体制の確立において、多様な学習機会の創出や情報提供の拠点となる中央公民館の老朽化が著しい。安全に使用できるよう、建物の一部を使用禁止にしたことで、学習講座開設が困難になるなどの影響があったため、学習拠点の在り方が課題である。	指定管理者制度の導入に伴い、管理運営に関する基本協定を締結している、特定非営利法人ヨロンSCとの連携を強化し、町民のニーズに合った多様な学習機会を提供し、生涯学習の充実を努める。
イ 学習施設・整備の充実	老朽化した中央公民館に代わって、多様化した町民のニーズに応えるため、総合的な機能を兼ね備えた生涯学習センター（仮称）の建設を促進し、設備の充実を図ります。	老朽化した中央公民館が安全に使用できるよう公民館の一部を使用禁止にし、テラス等の整備を行った。	C	老朽化が著しいため、早期の対策が必要である。建替え含め他の施設との集約化など今後の中央公民館の在り方を検討する必要がある。	建替え含め他の施設との集約化など今後の公民館の在り方を検討し、決定内容に従い事業を進めていく。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第2章 教育・文化

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			ウ 指定管理者制度の導入	経費節減を図るとともに、利用者の利便性を考慮して、各施設等の管理運営について、見直し等を行います。	指定管理者制度を導入した。 ・特定非営利団体活動法人ヨロンSCと平成24年度から体育施設の管理運営、平成25年度から中央公民館の管理運営に関する基本協定を締結（現在5年契約の2期目）した。	A	図書館及び多目的運動広場への指定管理者制度の導入。	図書館及び多目的運動広場の指定管理者制度導入を行う。
			(2) 学習内容・機会等の充実					
			ア 学習内容・機会の充実	生涯の各時期にふさわしい学習の機会を充実させるため、専門的な知識を持った職員を随時養成・配置し、町民のニーズに対応した講座メニューの開設や開設時間の工夫など、幅広い学習の機会の提供に努めます。	町民の学習ニーズに的確に応えるため、学習講座メニューの改善や町立図書館の蔵書の充実を図り、多様で豊かな学習内容と学習機会の充実に努めた。 また、学芸員の採用に伴い、専門的な知識を持った職員を配置した。	C	多様な学習機会の創出や情報提供の拠点となる中央公民館の建物の一部を使用禁止にしたことで、学習講座開設が困難になるなどの影響があり、講座開設における代替施設が必要である。 また、専門的な知識を持った職員を随時養成・配置する必要がある。	生涯における各時期にふさわしい学習機会を提供・充実させるため、専門的な知識を持った職員を随時養成・配置し、町民の学習ニーズに対応した講座開設や開催日時・方法等の工夫をすることで、様々な学習の機会の提供に努める。
			イ 町立図書館の充実	生涯学習を推進する図書館として、関係団体等との連携による事業の展開、各種講座の実施や図書館資料の収集、整理、保存を行い、町民の要望に対応する情報発信拠点としての役割を果たすと同時に、視聴覚室等の機器やソフトの充実を図ることにより、住民サービスの向上に努めます。	町民の暮らしとまちづくりに役立つ図書館を目指して、図書館資料の収集・提供に努め、また、夏休み図書館講座や読書標語の募集等のイベントを行い、生涯学習の拠点施設としての利用促進を図った。さらに、3小学校の1年生図書館招待を始め、毎週日曜日のおはなし会や子どもの年中行事にちなんだおはなし会の開催を行い、老若男女問わず幅広い層への住民サービスの向上に努めた。	B	図書館の利用を促進して好循環系に持っていくことのできる図書館資料を整備充実するために、図書購入費の確保が当面する最大の課題である。 館内設備の老朽化が進んでおり、定期的なメンテナンスが必要である。 町民の要望に対応する情報発信拠点としての役割を果たすため、各課との連携を密にしていける必要がある。	生涯学習の拠点施設として、特色のある講座やイベントを行う。 充実した図書館資料の確保や、老朽化した館内設備のメンテナンスのための財源の確保を行う。 各課と密に連携をとり、情報発信拠点としての役割に努める。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第2章 教育・文化

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
		(3) 社会教育関係団体の育成・連携						
		ア	社会教育関係団体の育成	各種団体の講演会・研修会等学習の機会への参加促進を図るとともに、ボランティア活動や社会参加活動の推進を図ります。	町ぐるみで、生涯学習の気運を高め、心豊かな人づくりを進めていくために、各種団体の組織の強化を図り、学校教育や生涯学習、地域活動などあらゆる活動を通して社会参画を推進した。また、子ども会活動等を通し、心豊かでたくましい青少年の育成に努めた。	B	町民の価値観の変化や社会の質的变化に伴い、各種団体の会員数が減少している。特に青年団・壮年会・地域女性団体会員における会員数が減少していることから、会員の負担も大きくなることが予想される。	各種団体の会員数の減少に伴い、各団体の活動への参加を促し、日常生活との両立を図れるよう、活動の在り方を検討していく。また、講演会・研修会等の学習機会の提供及び参加促進を図る。 また、子ども会活動における体験学習の機会を重視し、心豊かでたくましい青少年の育成に努める。
		イ	青少年教育の充実	子ども会の各種活動やボランティア活動の中で、方言や昔話・いわれ等の文化及び慣習を伝承しながら、心豊かでたくましい青少年の地域での育成を推進するとともに、青少年の船や各種体験学習を通して、自立の精神を養い、明日の郷土を担うリーダーの育成に努めます。	春の花壇コンクール・夏の花壇づくり研修会及び地区子ども創作活動大会を実施した。また、地区ジュニア・リーダー養成研修への参加、パナウル少年の船の船事業の実施及びちびっこ探検学校ヨロン島の開催を支援した。	B	パナウル少年の船事業の天候不良や感染症拡大予防による中止に伴い、体験活動機会の減少が課題である。 放課後子ども教室の運営が安全確保・人材不足・予算減少により難しくなり、断念せざるを得ない状況であった。地域の人材バンク機能として各学校との連携が課題である。	家庭教育学級における父親の参画や男女共同参画の観点からの青少年教育及び違いを認め合う人権教育等の講座等を行う。また、自己肯定感を育むための交流事業や体験活動を継続的に実施することが重要であると捉え、明日の郷土を担うリーダーの健全育成に努める。
		(4) 環境教育の推進						
		ア	学校・社会教育等における環境教育の推進	環境をテーマにした授業や実践活動を積極的に推進するとともに、地域活動等の中で、美化活動や花壇コンクール等を実践し、環境に対する意識の啓発を図ります。	子ども会活動においての花壇づくり研修会や花壇コンクールを通して、豊かな心とボランティア精神を養うことができた。また、クリーン大作戦の実施を通してボランティア精神を学ぶことで、地域環境への関心や郷土愛を育み、異年齢交流を実施することができた。	B	地域と連携した自然的環境意識と人間関係を通じた社会的環境意識の啓発を図ることが課題である。 与論町海洋教育推進協議会との連携・協力体制がやや不十分であった。	社会の質的变化に伴い、行事のあり方や実施方法を再検討し、町民のニーズに的確に対応することで、環境教育への参加者増加の推進を図る。 与論町海洋教育推進協議会との連携を強化し、学習環境の整備・充実に努める。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第2章 教育・文化

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			イ 大学等との連携	九州大学大学院や高知大学等の支援により、海洋調査研究やサンゴ再生活動などの環境に対する講座等を開設し、環境意識の啓発を図ります。	大学等との調整ができず、成果を得られなかった。	C	明確な目標設定ができるかどうかが課題である。 (必要性を再検討し、必要があれば明確で具体的な目標を設定する。なければ、削除する。)	削除

第4節 文化・スポーツ

第1項 風格のある文化のまちづくり

(1) 心豊かで個性ある文化活動の推進

ア 文化団体の保護・育成	既存の団体に対してのみではなく、町内で活動している様々な団体に呼びかけを行う。	文化活動を行っている団体に対して、町文化協会への加入呼びかけを行い、団体数の増加に努めた。	C	協会員の数を増やすために、加入者が活動を行いやすい環境づくりを図る。	文化活動をしている団体が、文化協会に加入することで活性化するような組織を作っていく。 活動場所の確保や、発表する場の提供を町文化協会が主体的に行う。
イ 文化・芸術の振興	より多くの人員を広域文化祭等の研修会に参加させ、後進の育成の指針としてもらう。	隔年で開催されている広域文化祭には、文化協会をはじめとした社会教育団体に所属する人員に対して補助を行い、文化活動の促進に寄与した。	B	他市町村の展示や舞台発表から、団体内での活動の参考にし、社会教育活動を活発にする。	団体の高齢化が懸念されているため、若い世代の研修への参加を促し、島全体で文化活動が活性化するような土台を作り上げる。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第2章 教育・文化

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
		(2) 文化交流の推進						
		ア	国内外との交流促進	29年度事業の方言劇をベースとしたイベントの構築等	<p>方言劇を2年間に渡って実施し、幅広い年齢層の町民に出演していただき、方言の継承に関する意識を高めた。</p> <p>しかし、劇をベースとしてイベントを計画したものの実施には至らず、今後の課題となっている。</p>	C	様々な場所から参加できるイベントの計画・実施。	民間団体とも意見や情報を交換しながら、中長期的な交流ができるよう準備を行い事業等があれば活用する。
		(3) 文化財の保存活用						
		ア	文化財学習の拡充	保護審議委員会や地域のNPO、県、国と連携した事業計画の策定	<p>事業計画の策定には至らなかったが、国・県からの補助、地域のNPOとの連携を図りながら史跡の伐採作業等を行い、地域の文化財学習（史跡案内等）が行える環境整備に取り組んだ。</p> <p>また、文化財学習の一環として一般町民向けの文化財巡りを行った。</p>	B	文化財学習の計画的な事業の実施が出来ていないため、年間行事予定も踏まえながら計画的な実施を試みたい。	文化財保護審議委員会との連携を図りつつ、文化財愛護週間や文化財防火デーも考慮しながら、計画的な文化財の普及啓発に関する文化財学習を充実させていきたい。
		イ	活動事例の情報提供	文化財マップの作成。早期の文化財保護審議会と作成内容の検討を行う。	<p>本町全体の文化財マップの作成については、文化財保護審議会の中で協議を行ったが計画途中で作成にまで至らなかった。</p> <p>個別の文化財については、与論城跡パンフレットを作成した。</p>	B	町全体の文化財マップの完成に至っていないため、内容及び作成スケジュールの再検討が必要である。	本町の文化財を包括した案内地図の作成を進めていくだけでなく、補助事業やふるさと納税を活用した文化財の活用に向けた環境整備や、パンフレット、看板等の作成を行い、地域学習、観光に活用を図ってきたい。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第2章 教育・文化

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
第2項 スポーツ・レクリエーション活動の拡充								
（1）生涯スポーツ活動の推進								
		ア	指導体制の充実	体育指導員の養成と活用を図りながら、スポーツクラブ等を中心とした様々なスポーツの振興を図る。	体育指導員からスポーツ推進委員へと名称が変わり女性委員も増えるなど積極的な活動を行った。スポーツ推進委員は島外での研修にも参加し、ニュースポーツと呼ばれる生涯スポーツを学び、町内での普及へ準備を進めている。	B	現状スポーツ推進委員は町からの要望や協力依頼を受けて活動することが大部分を占めているため、独立したイベントや活動を行っていく必要がある。	スポーツ推進委員が研修会に参加し、スキルアップができる環境をつくり、独自の事業を開催できるようにする。
		イ	団体の育成・充実	スポーツクラブ等と地域や職場等の団体と連携を図りながら、レクリエーション大会等の開催を通して軽スポーツの普及に努める。	スポーツクラブを中心に様々なスポーツ教室を行うと同時に、海洋クラブでの体験活動や、ニュースポーツ体験会等、既存の競技に囚われないスポーツの普及活動を行った。	B	スポーツクラブや体育協会との連携がこれまで以上に重要である。 ニュースポーツの普及が現状進んでおらず、町民参加型のイベントの開催が必要となる。	競技力の向上だけではなく、生涯スポーツの推進にも力を入れ、スポーツクラブと連携しながら、普及活動を行う。 ニュースポーツのイベントを実施し、単年ではなく継続的に行える体制を目指す。
（2）スポーツ競技の振興と競技力の向上								
		ア	競技力の向上	地区大会等各種大会への積極的な参加や誘致を行い、競技連盟及び選手の強化育成を図る。	町から連盟に対して活動状況に応じた強化費を出し、選手強化を図った。 また、大島地区大会への参加助成をはじめ、各種大会への旅費助成も内容を精査しながら行った。	B	地区大会の派遣補助が他の市町村より多いため見直しが必要である。	地区大会へ派遣するだけでなく、競技連盟や選手が自発的に大会や練習を行う環境づくりを行う。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第2章 教育・文化

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			イ 指導者体制の充実・強化	町体育協会等を中心に研修会や講習会を実施し、指導者の資質向上を図るとともに、各競技連盟の指導体制の充実・強化を図る。	特定の競技の講習会はもちろんのこと、体の動かし方やメンテナンス等、すべての競技に通ずる講習会を複数回実施し、運動しやすい体づくりや競技力向上の基礎となる部分の強化を目指した。	A	町で活動している競技者からの意見を元に、必要とされている講習会を行う必要がある。 連盟によっては競技人口の減少に伴い指導者が減っているため、指導体制の強化を図る。	指導者向けの講習会を実施するために講師を招聘し、指導者のスキルアップを目指す。
			ウ 施設整備の充実	一部老朽化した施設の改修・改築等を行い、大会誘致やスポーツ・レクリエーション活動が出来るよう施設整備に努める。	多目的運動広場の新設を行い、人工芝グラウンドやランニングコースで町民が運動できる環境整備を行った。 また、砂美地来館や屋内運動場を対象とした定期検査で確認された不備を改善し、安全な施設づくりを行った。	B	施設周辺の除草が行き届いておらず、景観を損ねていたため対応が必要。 各種施設の老朽化が進んでいるため、計画的な修繕が必要。	社会体育施設の安全管理に努め、競技者が安心して活動できる環境を整える。 施設の除草や清掃活動を行い、景観整備に努める。
		(3) スポーツ交流の推進						
			スポーツ交流の推進	スポーツクラブ等を中心に大会誘致や島外の大会への積極的参加を行い、町内外のスポーツ団体等との交流に努め、競技力の向上や関係競技団体及び選手の強化・育成を図るとともに、各種スポーツに対する町民の興味・関心の高揚を図る。	多目的運動広場落成をきっかけに、スポーツ合宿の誘致強化を行い、島外からのチームとの交流を図った。 また、スポーツクラブにおいては海洋レクリエーション関係の大会を開催し、島外からの誘致を行うなど、町内外で繋がりを深めた。	C	スポーツキャンプや合宿の受入態勢や広報が不十分であった。	スポーツキャンプ・合宿の誘致を行い積極的な交流を行う。 県の補助や事業の活用を行い、県内外にPRをする。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第3章 産業

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
第1節 農業								
第1項 農業基盤の整備								
(1) 農地基本台帳、住民基本台帳照合、農地地図システムの整備								
			農地情報システムの整備	農地に関する情報をシステム化することにより、農地の適正管理と有効的活用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・H30・31に1、050戸の農家に対し農家意向調査（アンケート）を行い担い手への農地の集積・集約化の推進や遊休農地発生防止・解消等に努めた。 ・農業振興地域情報システムや緑ネットの整備 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の借地要望609aに対し貸地要望35aと借り手の要望が多いため、貸し手の掘り起こしを行い、借り手・貸し手のマッチングを図り農地の適正利用に努める必要があります。 ・それぞれのデータを融合したシステムの導入が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地に関する情報のシステム化による、農地利用の最適化を促進します。 ・関係機関と農地情報を共有し、農地利用の効率化を図り、規模拡大を目指す担い手農家に対して農地集積を促進します。
(2) 農地の流動化、集約化の促進								
			ア 県営畑地帯総合整備事業の推進	農業農村整備事業により、農地の整形集約化を図り、営農の効率化・担い手への農地の集積化を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・畑地帯総合整備事業 岸元地区 ・畑地帯総合整備事業 那間南地区 ・畑地帯総合整備事業 朝戸地区 	A	担い手農家への農地集積を図るため、農地中間管理事業等を推進しているが、耕作意欲のある高齢者が多いため、まだまだ理解が得られない。	人・農地プランの実質化を図り、農地の集約を促進し、意欲のある担い手農業者に対し規模拡大を支援します。
			イ 町単独農地流動化事業の推進	サトウキビを主に、農地の6年間の賃貸借期間を条件に借り手・貸し手に助成し流動化を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・H27 347a ・H28 208a ・H29 594a ・H30 717a ・H31 876a の流動化助成事業を実施した。	A	若手農家や担い手農家への農地の集積・集約化を行い、農地の有効活用により安定的な経営による生産性向上を図る必要がある。	サトウキビ作を主に、農地の3年間の賃貸借期間を条件に借り手・貸し手に助成し担い手農家への流動化を促進します。
(3) 水資源の確保								
			県営畑地帯総合整備事業の推進	農業農村整備事業、かんがい排水事業等を推進し、畑地かんがい施設の整備を促進する。 また、整備済み地区における利用率の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・畑地帯総合整備事業 那間地区 ・畑地帯総合整備事業 麦屋地区 ・畑地帯総合整備事業 第二那間地区 ・畑地帯総合整備事業 那間南地区 	B	干ばつ時に不足している地区に灌水できる新たな水源整備が課題となっている。 また、畑かん未整備地区への事業導入が必要である。	干ばつ時に水不足が生じないよう、新たな水源を整備し安定した農業経営を目指すとともに畑かん未整備地区への事業導入推進を図る。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第3章 産業

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
		(4) 土層改良事業による土づくり						
		県営畑地帯総合整備事業の推進	農業農村整備事業実施地区を対象に土壌改良資材・堆肥の投入等による土づくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・畑地帯総合整備事業 麦屋地区 ・畑地帯総合整備事業 第二真正地区 ・畑地帯総合整備事業 叶地区 ・畑地帯総合整備事業 那間北地区 ・畑地帯総合整備事業 那間南地区 	A	土層改良事業がほぼ島内一巡しており、2回目の土層改良事業を導入したいが、様々なハードルがあり難しい。	土層改良事業の未完了地区への事業導入推進及び県と協議しながら完了地区への2回目の土層改良事業導入に努める。	
		(5) 保安林・防風防潮林の整備						
		保安林改良事業の促進	保安林指定地域への植林の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・船倉周辺の海岸防砂の作業 ・大金久海岸防風林枯れ木除去 ・海岸防災林造成事業で防潮堤を施工（宮利） 	A	大型台風の襲来で度々保安林が被害を受けている。	引き続き県営事業で継続整備を行う。保安林の機能が損なわれている地区については機能回復ができるよう努めていく。	
		(6) 耕地防風林と緑化の推進						
		町造林事業の推進	農家へ苗木購入費の支援と緑化の推進を行う	耕地防風林苗木購入助成	A	苗木の生産農家からの供給量が年々減りつつある。	引き続き耕地防風林への助成を行い、我慢強く植林・緑化を推進していく。苗木生産農家と連携して成長が早く、防風・防潮効果の高い樹種の生産に取り組む。	
		(7) 苗木生産の促進						
		各種苗の生産・開拓	防風林・果樹苗・花木苗の生産を開拓・推進し、産業の振興を図る	耕地防風林造事業による種苗業の振興を図った。	B	要望樹種の安定した供給	防風樹苗や花木・果樹苗などその他苗木の生産を開拓し、島内外の消費拡大を推進しながら産業の創出を図り、緑豊かな島づくりを促進します。	

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第3章 産業

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			(8) 農道の整備					
			農道整備事業の推進	生産・流通の合理化を図るため、農道の改良整備及び農道舗装整備を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・農村環境整備事業 大久保地区、北叶地区、瀬根奈地区、西木根奈地区、屋波次地区、西賀甫呂地区、南大久保地区、智野里地区、賀儀野10号線、古里18号線、古里15号線、寺崎地区、久保里地区、北増木名地区、南板畑地区 ・県営畑地帯総合整備事業 5地区 	A	農道については地元要望のある路線を順次整備しているが、今後は整備済路線の維持補修が課題である。	多面的機能支払交付金を活用し、各集落組織と連携しながら維持補修を図る。
第2項 担い手農家の育成								
			(1) 経営管理の向上支援					
			経営研修会等の開催	関係機関と連携し、パソコン簿記研修会や定期的な経営診断等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記研修会を実施 ・経営診断・個別検討会を実施 	B	決算書を作成することが目的となり、自らの経営状態の把握や見直しに決算書を有効活用できていない。	農業所得の向上を図るため、簿記記帳を推進し経営内容の把握を図り、大規模農家に対しては法人化を進め、経営管理能力の向上を図ります。
			(2) 認定農業者の育成					
			重点支援の実施	やる気と能力のある認定農業者への各種支援策の活用や、関係機関による重点的な支援や研修制度を充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地研修 ・青年就農資金の活用 ・地域農業の仕組み作り等先進地視察研修 ・農業次世代人材投資資金の活用 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の減少 ・認定農業者の高齢化 	関係機関と連携し、生産技術の向上や経営改善を図る研修会を実施します。 認定農業者への作業受託の集約を促進し、経営の拡大や安定を図ります。 認定農業者数 150人 認定農業者の青色申告率 70%

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第3章 産業

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
第3項 園芸の振興								
(1) 生産体制の整備・充実								
		ア	奄美農業創出支援事業の導入	ビニールハウス・平張施設、かん水施設の整備を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・営業用ハウス7棟 3、504㎡（マンゴー） ・営業用ハウス9棟 3、468㎡（ソリダゴ） ・営業用ハウス9棟 5、616㎡（トルコギキョウ） ・高性能里芋選果機導入 ・LED電照設備導入 ・頭上灌水導入 ・循環扇導入 	A	台風災害による経営の不安定化	近代化営農用ハウス導入の推進（マンゴー、アボカド等収益性の高い果樹及びソリダゴ、トルコギキョウ等収益性の高い花卉）
		イ	重点作物品質向上対策事業（町単）	重点作物の品質向上に要するビニールハウス、トンネル等の施設導入費用の補助を行い、生産向上を図る	・種サトイモや保存費、ネットトンネル資材、植付け作業への一部助成	A	多様なニーズへの対応	重点品目の生産拡大及び品質向上を図るための支援を継続するとともに、新たなメニューの検討を行う。
		ウ	新規作物の導入	新規作物の検討を行い、有望な作物については導入を進めます。	・新規作物の試験栽培検討 アボカドやマンゴーの新品種栽培の検討を行った。	B	栽培技術の確立、販路開拓	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代果樹としてアボカドの栽培 ・加工用マンゴーの栽培検討 ・パインアップルの栽培実証 ・かぼちゃ等の輸送野菜の検討 ・その他新品目の積極的な導入
(2) 求められる商品づくりと販売体制の充実								
		ア	販路の開拓・調査	市場調査等の適時実施と安定的な契約出荷を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市場流通対策会議 ・消費地会議 	C	新たな販路の開拓や販売形態等の開発	市場のニーズを的確に把握して、売れる商品づくり・選ばれる産地づくりを目指します。併せて新規品種・品目の導入の検討と規格外品を使った特産品づくりを支援します。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第3章 産業

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			イ 特産品支援センターの活用	農産加工品の開発・支援を行う	・農産加工品の検討	C	特産品支援センターの利用率が低い	新しい設備を導入しつつ、定期的に講習会や講師招聘による研修会を開催し、施設の活用推進を図る。
第4項 サトウキビの振興								
(1) 機械化と作業受託体制の整備								
			ア 作業受託体制の整備	担い手農家を中心とした管理作業や収穫の作業委託体制を整備し、省力化と定期管理に努める	・株出し中耕作業 ・畝立て作業 ・調苗受託作業 ・中耕・培土及び防除作業の実施	B	受託作業等のオペレーター不足などによる適期管理作業の遅れ	①認定農業者や担い手としての生産者・生産組織の育成 ②担い手等の経営規模拡大に対する支援策の検討及び規模拡大への阻害要因調査。 ③管理作業等の受託班（機械化組合）の整備。
(2) かん水施設の整備								
			ア 畑地帯総合整備事業	基盤整備完了地区を対象に、畑地かんがい施設を整備する。	・基盤整備促進事業前浜地区 設計業務委託 負担金 ・ため池改修工事一式 ・麦屋地区 土層改良・畑かん一式	B	地区によって水が不足しているところがある	・かん水施設整備地区への積極的な利用率向上の啓発 ・畑かん未整備地区へのかん水対策の検討
			イ 干害対策施設整備事業	個人で導入するかん水施設に対する補助を行い、農業用水の確保に努める	・干害対策施設整備費用を一部助成	A	特に、干ばつ時におけるかん水施設の有効利用の徹底	支援の継続

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第3章 産業

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
第5項 畜産の振興								
(1) 粗飼料の安定確保								
		ア	担い手への農地集積と耕畜連携システムの確立	担い手農家への農地集積を図るとともに園芸農家やサトウキビ農家との耕畜連携システムを構築する	・農地集積と耕畜連携システムの呼びかけ	B	農地集積と耕畜連携システムの周知が不十分	飼料畑の更新、耕畜連携によるさとうきび収穫後の農地の活用で粗飼料の確保を図ります。粗飼料収穫作業の受託により作業負担の軽減を図り適期収穫・粗飼料増産を目指します。堆肥センターの優良堆肥を農地に還元し、粗飼料の増産を目指します。
		イ	飼料生産技術の向上	研修会等により飼料作物の生産技術向上を図るとともに、長大作物の導入を推進する	・飼料作物種子購入費用の一部助成 ・台風災害時に飼料購入費用の一部助成	A	飼料作物の刈り遅れ及び永年草の適時切り替え	飼料作物の刈り遅れ及び永年草の適時切り替えの普及と定着
(2) 畜産経営の充実								
		ア	肉用牛導入基金事業の活用	肉用牛導入基金の活用により優良雌牛の導入拡大を支援する	・肉用牛導入基金事業の活用を図るとともに、優良な自家保留牛及び導入牛に対し導入費用の一部助成	A	優良素牛の増頭	老齢牛の図ると共に、自家保留牛及び優良素牛の導入を図る
		イ	畜産基盤再編総合整備事業の導入	採草地の造成や畜舎の整備を支援する	・畜産基盤再編総合整備事業の実施	B	事業に占める草地造成の割合が少ない	飼料保管庫の整備

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第3章 産業

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			ウ 飼料化施設の導入	雑木・雑草等の未利用資源の敷料化施設の導入を進める	・ゆんぬ飼料化ラプセンター稼働 ・敷料材料の確保及び提供	B	1日に製造できる量が限られている為、セリ前に敷料が不足しやすい	雑木・雑草等を利用した敷料の生産拡大を図り、牛舎の環境向上に努めます。
(3) 家畜排泄物の適正処理								
			ア 堆肥舎の整備促進	小規模畜産農家における堆肥舎の整備を推進する	・堆肥舎設置の呼びかけ ・堆肥舎新設・改修費用の一部助成	B	飼養頭数が増えてきている中、一時保管庫が多い為、堆肥舎の規模を大きくする必要がある	堆肥舎整備の推進を図り、家畜排泄物の適正処理と良質堆肥の速やかな農地還元を図ります。
			イ 堆肥センターの活用による堆肥の回収	堆肥センターによる堆肥の回収処理を行い、良質堆肥の確保に努める	・家畜排泄物（牛糞）回収 ・堆肥販売	B	堆肥舎のキャバオーバーにより、回収を計画的に行えていない	堆肥製造効率の向上
(4) 家畜伝染病等への対応								
			防疫体制の整備強化	伝染病発生時の消毒等、関係機関と全ての農家が一体となった防疫体制の整備・強化に努める	・衛星管理及び消毒の徹底を呼びかけた	B	島外からの導入牛及び人や車両に対する消毒の取組が不十分	農家への定期的な呼びかけを行い、社畜入り口の石灰の散布・消毒槽の継続的な設置を目指します。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第3章 産業

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
第6項 環境保全型農業の推進								
(1) 土づくりと施肥提言の推進								
		ア	土壌診断センターの活用	土壌診断により肥料の適正施肥に努める	・土壌分析及び処方箋の作成	B	こまめな診断をする農家が少ない	農業資材を効率よく活用するための土壌診断の推進と、緑肥・堆肥活用推進のための取組、IPM技術を活用した省力化に取組み、「農家にも環境にもやさしい農業」を推進します。
		イ	堆肥センターの活用	農家のニーズに応じた良質堆肥の良質堆肥の供給により環境にやさしい土づくりを推進する	・H25 堆肥販売3、288 t 15kg小袋4、229袋 ・H27 堆肥販売3、903 t 15kg小袋4、689袋 ・H29 堆肥販売4、288 t 15kg小袋3、666袋	B	堆肥製造過程の見直し	堆肥を積極的な活用が出来るような循環型農業の推進
(2) 有機栽培等の普及								
		ア	生産性の向上	実証ほの設置や研修会の開催等により栽培技術の向上に努める	・環境保全型農業に取り組む農家に対し取組と面積に応じて交付金を交付 ・有機インゲンIPM実証ほ等の設置 ・IPM技術確立のための研修会の実施や実証ほの設置	B	環境保全型農業の技術や実施体制が確立されていない	有機栽培農家数の増加
		イ	販売体制の整備	契約販売等により、環境保全型農業によって生産された農産物の販売体制を整備する	・市場流対策会議 ・消費地会議 ・契約栽培会議	B	市場流通での販路確保が難しい	販路開拓を行う農家への支援を行う

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第3章 産業

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			(3) 赤土流出対策					
			赤土流出の防止	緑肥作物の植付け、法面植栽等の推進を行うとともに、排水路・沈砂地の保全活動を実施し農地からの土壌流失防止に努める	<ul style="list-style-type: none"> 圃場からの耕土の流失を防止するため、沈砂地の整備や法面保護工法等により海洋汚染防止に努めている。 農家に対する赤土流失防止の文書配布などの広報を行っている。 	B	耕起碎土後の流失が多いため、排水路への呑み口の管理及び法面植栽が課題	法面植栽の維持及び水路呑み口の管理の徹底を図り、赤土流出防止に努める。
			(4) 島内自給率の向上					
			学校給食や事業者との連携	島内野菜について学校給食での利用を進めるとともに、旅館業者・飲食店・スーパーなどと連携を図り地産地消を進める	・農産物を学校給食へ納入。生産者交流会の実施	B	<ul style="list-style-type: none"> 台風等の自然災害による供給量の減少 供給品目が少ない 生産者の高齢化 	<p>学校給食への地場産物の積極的な供給に向けて生産者組織の活動支援と、供給生産者組織の活動支援と、供給体制の充実に向けて取り組む。</p> <p>児童生徒が地場産物について理解を深めるために生産者との給食交流会の開催に努める。</p>

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第3章 産業

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
第2節 水産業								
第1項 漁業の振興								
(1) 作り育てる漁業の推進								
		ア	豊かな海づくり	豊かな海の土台となるサンゴ礁や藻場を再生するために、生育しやすい環境をつくとともに、人為的な手法により増殖を促す。	藻場造成事業実施 ホンダワラ：試験養殖については、徳之島の生息地域より母藻を入手し、コンクリートブロックへの定着試験等を実施した。 スーナ：海底植付けや、宇勝漁港内でサンテにて養殖試験を実施した。 藻場造成同様の試験等をサンゴ礁造成を目的に行った。	C	藻の試験養殖の結果、定着は確認できておらず、成果が得られていない状況である。	令和2年度の現在も鹿児島大学との共同研究や一般企業等からの技術提供を受けているため、サンゴ礁造成を含めて継続して取り組んで参りたい。 単年度で成果が得られるものではないため、先を見据えた取り組みをしていきたい。
		イ	海面養殖への取組	恵まれたイノー環境を活用し、伝統的な海藻・貝類の養殖を推進し、新たな特産物による島興しを図るとともに、栽培漁業や鮮度保持の研究に取り組み、稚魚、ウニ等の放流を推進し、内外海の豊かな水源資源の確保に努める。	・スーナの試験養殖実施 ・新規養殖業のヒオウギガイ・マキガイの試験養殖を青年部を中心に実施した。	C	もずく養殖の支援などを含め、試験段階のため今後も継続して技術指導を受ける必要がある。	もずく養殖ほか各種養殖について試験段階のため、今後も生育状況の観察や量産体制への整備を進めていく。
		ウ	栽培漁業の推進	海洋汚染を防ぐための総合的な環境保全対策を講じるとともに、栽培漁業や鮮度保持の研究に取り組み、稚魚、ウニ等の放流を推進し、内外海の豊かな水産資源の確保に努める。	・シラヒゲウニの種苗・トコブシの稚貝・夜光貝の稚魚の放流 ・定点カメラの設置等によるシラヒゲウニの食害調査 ・ヒオウギガイ新規養殖試験開始	B	藻食性海産物のシラヒゲウニなどは特に藻場造成との関連も大きく、餌となる藻の定着藻見られないため放流しても増えず、魚が食べてしまう状況である。（定点カメラ撮影）	藻場造成と関連して資源回復のための取組を継続する。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第3章 産業

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			(2) 集落による漁業づくり					
			離島漁業再生支援事業の推進	水揚量及び漁業所得の維持を図る。	事業全体を通じて水産業の振興及び漁業者の所得向上に努めることができた。 平成27年度については過去最高の水揚げ金額3億円突破となった。	A	近年大型化する漁船の整備や新規就業者の確保、高齢化・後継者不足の対策を行っていく必要がある。	総合的な事業推進を図り更なる漁場の生産力向上や創意工夫を生かした新たな取り組み等の活動を積極的に行い、水揚げ及び漁業者所得の向上に努める。
			(3) 施設の充実と環境整備の推進					
			ア 加工施設等の充実	加工施設の充実を図るとともに、未利用資源による加工特産品の開発、保存技術の向上、販路開拓による消費の拡大を図る。	漁協女性部を中心としてシビジャーキーやイカのカルパッチョなどの加工品開発を行った。 島内外のイベントへ参加し販路拡大に努めた。 お中元・お歳暮用の商品開発（アイザメフライ・いかみそ）	B	加工に携わる職員の不足や新規の品物の開発が十分とは言えず、販路も鮮度や輸送コストの課題もあり遠方への出荷が行えていない状況。	・未利用資源の商品化による漁業所得向上 ・魚食普及による島内消費拡大 ・物産展等出店による消費者ニーズ把握及び新商品開発
			イ 製氷施設・冷凍施設の充実	先進的保存技術を導入し、製氷・冷凍施設の整備を行い、鮮度の高い魚を市場に出荷できるようにする。	・急速冷凍機・ナノバブル発生装置・海水殺菌装置等の高鮮度維持のための機器導入。 ・製氷・冷凍施設整備実施	A	・高鮮度維持のための漁業者全員の意識改革が必要 ・魚種ごとの鮮度向上技術の確立 ・好天による一斉出漁時の水の確保 ・整備済施設の維持管理	現在既に導入されている機器が十分に活用されていない状況のため、機器活用のための材料確保（シビ等）の水揚げ技術の向上及び漁船の整備を推進する。 漁家が安心して出漁できるよう整備済施設の維持補修を図る。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第3章 産業

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			ウ 環境整備	市場の衛生管理、魚の鮮度保持及び漁協 周辺環境整備	箱、荷さばき台、海水殺菌装置の導入	B	・現在はコロナ禍の影響により様々な連携 や整備がしにくい状況である。 ・漁業関係者の衛生管理に対する意識向上 及び導入機材の活用研修	・更なる観光関連産業との連携を図る ・衛星管理技術の向上による安心できる商 品の出荷
			エ 漁港施設の機能保 全	茶花漁港機能保全計画の策定 麦屋漁港機能保全計画の策定 麦屋漁港機能保全事業	策定済み 策定済み 機能保全測量設計の実施	A	工事実施に向け地元漁協との密接な連携	適切な時期に機能保全事業の実施を行う
			オ 水産物供給基盤整 備	茶花漁港施設の整備	北防波堤の改良 L=216m 護岸改良 L=15m 西防波堤の新設 L=21m	A	工法の協議 関係機関との連携	機能強化箇所の調査検討
(4) マーケティング対策の充実								
			ア 市況情報提供シス テムの確立	インターネット等を活用した特産品販売 市況情報の供給システム等の確立を進め る。	SNS等を活用した販路拡大のための研修 会の実施。	C	インターネット販売等の確立が行えてい ない状況である。	広く島内外への情報発信方法の確立や ネット販売などの環境の整備。
			イ マーケティングの 推進	各市場において、より有利に対応できる よう販売網の整備を図る。	研修会や物産展のイベント時における販 売先訪問。情報収集。	C	・販売網整備。販路拡大には至っていな い。 ・西原商会へのシビ等の安定出荷。	販売網の整備、新規開拓を目指す。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第3章 産業

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
第3節 商工業								
第1項 商工業の振興								
(1) 商工業の育成								
	ア		地域ICTを活用した商工業の活性化	商工会HP運営維持管理補助及び特産品開発事業における研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・WEBヨロン島による情報発信や事業者間の情報共有 ・H29年、スマートフォン対応の商工会独自HPの開設 	C	<ul style="list-style-type: none"> ・移り変わりの速いICT社会への柔軟な対応 ・商工会との連携不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会と連携した島内外への情報発信の強化 ・SNS等を活用した特産品の販路開拓 ・ICT社会に対応した特産品の新規開発支援及び既存商品のパッケージ又は販売形態のリニューアル支援
(2) 経営金融対策								
			中小企業への金融対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関との連携による緊急保証制度の推進及び研修会への参加 ・各種制度の周知及び利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型台風襲来時の利子補給制度の利用促進 ・金融機関との連携による新型コロナ流行時の緊急保証制度の利用促進 	C	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する各種制度の情報収集不足 ・金融機関及び商工会との連携不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関及び商工会との連携強化による情報共有 ・各種制度の情報収集
(3) 魅力ある商店街づくり								
			魅力ある中心市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある中心市街地の形成に向けた調査・研修会の開催 ・沿道の緑化推進等による景観向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・H26年、街路灯及び放送設備の設置 ・公共駐車場整備による商店街の利用環境の向上 	C	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗が有効活用できていない ・関連支援制度の情報収集不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗の有効活用支援 ・各種支援制度の情報収集 ・商工会や通り会との連携強化 ・旧役場跡地の有効活用
(4) 商工業振興の推進体制づくり								
			商工会の育成強化	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別部会活動の活性化と組織化 ・経営技術等の研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地物産展への商工会と連携した特産品の出店販売 ・創業支援研修会の開催支援 	C	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会との連携不足 ・町の創業支援窓口が機能していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会との連携強化 ・創業支援窓口の強化

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第3章 産業

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
第4節 観光業								
第1項 観光の振興								
(1) 観光誘客対策								
		ア	与論町観光ルネサンス計画の推進	<p>【H23-H26】 集客プロモーションの強化・拡充、ゲストに対するおもてなし体制の強化・拡充</p> <p>【H27-R2】 集客プロモーションの強化・拡充、商品サービス開発（狭義）</p>	<p>メディア誘致だけでなく、ヨロン島観光PR動画の制作や、動画のYouTube配信を通してデジタルマーケティングを行いつつ、PR動画を旅行会社訪問等でのプレゼン利用・旅行商品にQRコードの添付、イベントでの利用といった形で集客プロモーションに活用した。</p>	B	<p>積極的なプロモーションが出来た一方で、体験型商品の開発があまり進まなかった。しかし、エコツアーガイド連絡協議会の会員が年々増えていく中で様々な体験型商品の構想は生まれてきている。</p>	<p>エコツアーだけでなく、農業・漁業従事者と連携した体験型商品の開発を行っている、与論らしい体験ができる「ゆんぬツーリズム」の活性化を図る。</p> <p>また、様々な商品をターゲットに適した媒体でPRを行う。</p>
		イ	個人型旅行者の誘客	<p>【H23-H26】 インターネット及び各種メディアを駆使した与論島のPR及び市場調査</p> <p>【H27-H29】 各種メディアとのタイアップ企画番組の作成</p> <p>【H30-R2】 国頭村や本部町を中心とした観光連携として大石林山・海洋博公園等に地域商品券のクーポンを設置するとともに、イベント等を通して交流と周知を図る。</p>	<p>多くのバラエティー番組、アーティストのMVロケ誘致に成功し、多くの方にヨロン島を認知してもらえた。</p> <p>また、沖縄県国頭村と連携し、沖縄県北部+ヨロン島観光をイベント等でPRを行った。</p>	A	<p>多くのメディア露出、YouTube配信に成功し、平成23年当初の目標以上の来島客の増加にはつながったが、個人旅行者の増加は目標ほど増加していない印象であった。</p>	<p>宿の顧客データ提供などを基に来島客の属性分析を行い、客層の増減を確認する。また、アンケート結果等をしっかり分析し、戦略的な事業展開を行う。</p>
		ウ	沖縄～ヨロン～奄美の観光ルートの確立	<p>沖縄観光コンベンションビューロー及び奄美群島観光連盟との連携強化・旅行会社との共同企画による周遊ルートの商品開発・ラジオによる公告。旅行会社に地域商品券を付与し、海路での来島機会推進を図った。</p>	<p>・与論町の観光動画を動画配信サービスを活用して配信一定以上の成果。</p> <p>・旅行商品に与論で使えるクーポン券付与。</p> <p>・沖縄県北部地域に与論で使える地域商品券を設置。</p>	B	<p>一定の認知度を得ることに成功したが、実際に来島したいという段階まで達していない。</p> <p>船運賃は安価だが条件付き運航にすることが多く、キャンセルにつながってしまう。</p>	<p>沖縄・奄美との観光ルートを意識したプロモーション展開及び沖縄北部やんばる地域との連携。</p> <p>季節とターゲット層を明確にした通年観光の推進。</p>

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第3章 産業

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			エ 地域ICT事業の活用	ヨロン島観光協会HPの改修によりアクセス数・会員登録数増加を図る。	平成23年度～28年度までの観光協会HP年間アクセス数は約35万アクセスだったが、平成29年度にスマートフォンでも対応できるような形にリニューアルした結果、年間170万アクセスまで急増した。 また、HP内に通販サイトを設け、島内特産品の販売を通じて与論島の支援ができるようになった。 町調べによる来島者アンケートでは、10%の人が観光協会HPを来島きっかけと回答。	A	観光協会では定期的な情報更新ができていた一方で商工会のHP更新が平成29年以降されていない。また、観光協会のHP更新が平成29年以降されていない。	5Gの普及によって、HP利用者がより一層スムーズに求める情報を得られて来島に結び付けられるよう、定期的なHPのリニューアルを行い、情報発信に努める。
			オ 各種会議の与論誘致の推進	各種担当会議等における与論島のPR	R2：ほしぞらの街あおぞらの街全国大会	C	MICE※誘致を実施するにあたってどういった取組が必要なのか分からない部分が多かったため、各市町村持ち回りの会議以外はほとんど誘致できなかった。 ※MICE（M=Meeting(会議・研修)、I=Incentive(報奨旅行)、C=Convention(国際会議・学会)、E=Exhibition/Event(展示会・イベント)の略	多くのMICE誘致に成功している沖縄県を参考にして与論島ならではのおもてなしに溢れたMICEプラン確立に向け、プログラム開発・設備充実等の受入体制の拡充を図る。また、鹿児島県のMICE関連部署と連携して積極的な誘致を図る。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第3章 産業

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			(2) 受け入れ対策					
		ア	民泊受入対策	<ul style="list-style-type: none"> 民泊コーディネーター育成 観光協会に総合案内窓口を設置 先進地への視察研修 	<ul style="list-style-type: none"> 農業体験民泊登録件数18件 民泊衛生環境向上費助成事業（奄振）により5件改修 むらの魅力活用実践事業（県）により島内研修会及び先進地視察研修会の実施、修学旅行向け案内パンフレットの制作 観光協会による修学旅行の民泊受入れ3回 	C	<ul style="list-style-type: none"> サービス精神旺盛な民家の負担が大きい 与論ならではの民泊体験メニューの造成 	<ul style="list-style-type: none"> 民家に無理のない受入れの仕組みづくり 民泊登録に係る申請の支援 総合窓口の整備 民泊・各種体験の提供者の住み分けと連携体制づくり
		イ	修学旅行の誘致	海洋・農業・自然・食・文化等を体験できるメニューの充実を図り、観光協会、観光関連とも連携しながら、修学旅行の受入れ体制づくりを進めた。	<ul style="list-style-type: none"> H23年度 14校 2、950名 H26年度 13校 2、035名 H28年度 7校 1、696名 H30年度 7校 1、613名 R01年度 6校 1、231名 	C	<ul style="list-style-type: none"> 民泊の老朽化・高齢化による受入施設の減少が進んでおり、大規模人数の受入れが困難な状況となりつつある。 新型コロナウイルス感染症への対応が必要となり、今後の状況が不透明。 	<ul style="list-style-type: none"> 民泊施設の老朽化・高齢化対策 受入先・受入方法や規模などの検討が必要である。
		ウ	新しい旅行商品の造成と既存商品の複合型プランの造成	癒し型の探索ツアー等旅行商品を造成し、また、旅行会社の沖縄ツアー商品と現地ツーリズム商品の複合型プランの造成等を図った。	<ul style="list-style-type: none"> 観光協会と連携した旅行会社への営業活動を実施し、オフシーズンを中心としたバスツアーやウォーキングツアー等の誘致につなげた。 沖縄北部等からの来島者に対する地域商品券事業等により来島者が増加傾向である。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 荒天等による船便の条件付き運航や抜港などにより受け入れが不安定 ツアーガイドが不足気味である。 	<ul style="list-style-type: none"> 旅行会社等と連携した、癒しや星空などを生かした新たなツアー造成による新規客層の開拓 ツアーガイドの育成（担い手の掘り起こしや育成講座の実施）

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第3章 産業

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			エ 人材育成及びホスピタリティの醸成	観光従事者のリーダー育成を推進するとともに、「おもてなしの心」をはぐくむために、広く島民へ資料や情報を提供しながら、観光客を島全体で迎える意識を図ります。	・講師を招聘して、宿泊施設を対象にしたおもてなしセミナーを実施（年2回程度）	C	・宿の高齢化などもあり、すぐには行き届かない。	・若手の従事者なども組み込みながら、おもてなしセミナー等を継続し、観光事業者のホスピタリティ醸成を図る。
			オ 各種スポーツ大会や合宿等の誘致	各種スポーツ施設の整備を図り、スポーツ大会の開催や冬場の温暖な気候を利用したスポーツ合宿を推進します。	・大島地区大会・県大会の開催 ・ゲートボール、サッカーなどの大会を誘致した。 ・近隣地域を中心とした少年倶楽部チームや高校生の合宿等を誘致した。	C	・十分な営業活動やPR活動ができなかった。 ・観光協会や宿との十分な連携体制が整っていない。	教育委員会、観光協会、スポーツクラブ等と連携し、学生や実業団などスポーツ合宿及びゼミ等の教育合宿等を斡旋しているエージェントに営業を行う。
(3) よろん独自の観光地づくり								
			ア 「ゆんぬツーリズム」の推進	・ヨロン島ならではの魅力ある商品開発、旅行会社へのPR・ガイド質向上の研修 ・奄美観光エコツアーガイド育成研修への参加推進	・ヨロン島エコツアーガイド連絡協議会設立 ・奄美群島認定エコツアーガイド、認定者数11名（R3.1） ・星空ガイドの誕生	A	各種ガイドの経験不足、メニューの構築が不十分な状態。	・SDGsに配慮した持続可能な観光地づくり ・与論ならではのエコツーリズム、星空ツーリズムの商品の充実・ガイドのブラッシュアップや、島の歴史・文化を推したツアー
			イ 環境美化・植栽事業の推進	海岸線や海浜地の環境美化に努め、島全体に亜熱帯の色鮮やかな花々の多種多様な植物の植栽を行い、「南国ヨロン」に相応しい環境づくりを推進します。	・大金久遊歩道周辺の植栽 ・マラソンコースへの植栽 ・観光施設の塗装 ・与論駅周辺整備（スロープ・転落防止取り付け） ・ビドウ遊歩道「愛の鐘」	A	老朽化した標識などの刷新及び大金久海岸の景観整備に努め、来島者の滞在環境向上を図っているが、魅力ある景観づくりや植栽環境づくりには更なる時間と投資が必要であるため、引き続き継続していく必要がある。	観光拠点施設を見据え、大金久一帯が魅力ある最大の観光拠点となるよう環境整備に注力する。県と連携し西側の観光拠点であるビドウ遊歩道一体の周辺整備を行う。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第3章 産業

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			ウ ゆんぬ体験館等の 観光施設の活用促 進	豊富な体験メニューを創出し、来島者が満足できるよう施設の活用を促進しつつ、既存施設や遊休施設の有効活用を図りながら、新たに必要な施設については十分に検討したうえで整備し、与論独自の観光地づくりを推進。	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨロン島観光協会へ指定管理委託 ・郷土料理等の生活・文化体験メニュー ・島の貝殻・サンゴを使ったオリジナルグッズ制作・販売 ・研修会・会議等での施設利用 ・コテージ・各公衆便所等の維持管理 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・受入経験をもとに体験メニューの見直し ・観光施設の維持管理 ・大金久一帯の観光施設の指定管理委託 	<p>集客を上げる施設運営の実施及びSNS等を用いた情報配信。</p> <p>観光施設の指定管理委託により施設整備を徹底し、受入環境の充実・向上を図る。</p>
(4) ヨロンマラソンの充実発展								
			オンリーワンのマ ラソン大会の確立	地域の特性を活用したマラソン大会を図り、町民の連携意識の高揚、人づくり、島おこしに努め、与論町の活性化を目指す。	<p>第29回を中止、第30回を延期とした。それまでに、イベント民泊を活用し、宿泊施設不足の解消を図った。</p> <p>ランナーや島民が楽しむことのできる企画立案においても、ランナーから発案される仮装企画を実行した。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントを通じた経済活性化 ・島内ボランティア不足 ・飛行機便数不足 ・新規参加ランナーの獲得 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者が島内の飲食店・体験施設へ誘導出来るシステム作りを行う ・SNSやHP等を活用しツアーや魅力発信など総合的に発信していく。 ・新規ランナーが参加しやすい環境づくりを行い、魅力発信で新規獲得していく。
(5) 推進体制づくり								
			観光協会及び各種 団体との連携強化	観光協会、各種関係団体、全国の郷友会及び学生等と連携を図り、魅力的な島づくりを進めながら、与論島の観光施策を推進していきます。	観光協会HPリニューアル・スマートフォン対応やインスタグラムページを加え、情報発信に努めた。	A	イベントを開催するにあたり、集客数を重視するのか、来客者と各種業者との結びつきを中心とするか検討を要する。	観光協会や関係団体との定例会を開催し、具体的な施策等の意見交換会を行う。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第3章 産業

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
第5節 特産品の開発								
第1項 特産品開発								
(1) 地場産加工品の創出								
		ア	特産品開発の推進	島内の資源を活用した特色のある農水産物や加工品づくりを推進し、新たな産業となるよう育てていく。また、島の産品を販売・PRする販売所等の整備を図る。	・島の農水産物を利用した特産品開発推進	B	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な商品造成 ・継続的な商品PR ・顧客の確保と情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・島内で消費できる加工品から、お土産など、多様な商品づくりを推進します。 ・協議会等を活用し、事業者間の交流や研修を図り、様々な取組を行います。 ・産直施設を整備し、開発→改良を行える環境づくりを行います。
		イ	取り組みやすい加工技術の推進	一次産物のパッケージング、乾燥等簡易な加工技術や情報の提供を促進し加工への意識を高める	・加工機器使用による商品加工技術の推進	C	加工技術の向上、技術者の不足	・特産品センターを活用した定期的な講習会を開催し、利用推進を行うと共に人材育成を図る。
		ウ	発酵技術や天然有効成分を利用したnatureの食品の推進	恵まれた気候を活かした家庭用発酵食品づくりや多様な薬草の利用促進により島民の意識改善を図り、来島者をターゲットにした島のイメージアップを図る	<ul style="list-style-type: none"> ・発酵技術や天然有効成分を利用したnature食品の開発 ・薬草茶や菓子、漬物などの発酵食品開発 	C	<ul style="list-style-type: none"> ・商品のPRと販路の確保 ・薬草などの経済栽培の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統食材を使用した加工品のプロモーション、ブランディング ・観光産業とのタイアップを図り販売促進を行う。
(2) 島内産物有効活用システムの構築								
			資源有効活用システムの構築	島の農水産物やその未利用資源を有効に活用できる方法を模索し、その方法を確立することで広い用途への利用を可能にする	・島の農林水産物活用資源の有効活用	C	未利用資源の活用を図るための収集システム構築	島内産物を活用した加工品を作る事業者を支援し、島内産物の有効活用を図ります。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第3章 産業

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			(3) 先進的情報収集による開発促進					
			情報収集とその活用	島内外の先進的情報を共有化し、ユニークな特産品開発を進める	・先進地情報・技術の収集及び共有化	C	先進地研修等への参加機会が少なかった。	早期情報収集や、協議会による情報共有、ユニークな商品開発を推進に注力します。
			(4) 農・商・工との連携					
			連携ネットワークの構築	農・商・工が連携して島内特産品を開発・育成をする	・特産品加工品の店舗における陳列棚・コーナーの設置	C	一部店舗での展開に留まっている。	・農商工連携事業者への支援
			(5) オンリーワンのブランドの創出					
			オンリーワンブランドの創出	与論ならではの優良特産品に対するバックアップを図り、自信を持って発信できるオンリーワンの特産品へと育てる	・ヨロンならではの優良特産品開発支援	C	各事業者単体での開発となっている。	DMOと連携し、生産から販売まで総合的に支援できる体制を構築し、本町ならではの「オンリーワン」の商品を育成していく

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第4章 生活基盤

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
第1節 土地利用								
第1項 秩序ある調和のとれた土地利用								
(1) 秩序ある調和のとれた土地利用の推進								
		ア	農業地域のゾーニング	経営拡大等のため、農地の流動化・集約化の促進	農業委員会において農地の斡旋を行っているほか、産業振興課において畑地総合整備事業による農地の整形・集約化や農地中間管理事業等による農地集積を推進した。	A	農地集積地区や自然・景観保護地域などの個々のゾーニングは実施されているが、与論町全体としてのゾーニングがなされていない。	与論町全体としてのゾーニングが必要であることから「与論島らしい景観」の構築と調和の取れた土地利用促進のため、海と海浜景観、サトウキビと畜産の農業景観や琉球の影響がみられる集落景観など島内のゾーニングに基づく景観づくりが求められる。
		イ	保護地域のゾーニング	自然、景観の保護に努め、国立公園の指定を目指す。	2017年3月、奄美群島国立公園指定	A	農地集積地区や自然・景観保護地域などの個々のゾーニングは実施されているが、与論町全体としてのゾーニングはなされていない。	与論町全体としてのゾーニングが必要であることから「与論島らしい景観」の構築と調和の取れた土地利用促進のため、海と海浜景観、サトウキビと畜産の農業景観や琉球の影響がみられる集落景観など島内のゾーニングに基づく景観づくりが求められる。
(2) 狭小な土地の有効利用								
			土地流動化の推進	狭小な土地を集約化・流動化することにより土地の有効活用を図り、自然環境の保全に配慮しながら調和のとれた土地利用を促進する。	農家への利用意向調査を行い、農業委員や農地利用最適化推進委員の斡旋による農地の集積・集約化を行った。	B	農機具の大型化による狭小農地での作業が困難であるため、斡旋活動による貸し手と借り手のマッチングによる集約化を図る必要がある。	狭小な土地を集約化することにより土地の有効活用を図り、自然環境の保全にも配慮した調和のとれた土地利用を促進する。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第4章 生活基盤

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
第2節 道路・交通								
第1項 幹線道路の整備促進								
(1) 道路交通基盤の整備								
		ア	町道未改良地区の整備促進(補助)	上田線 那間茶花線 路面陥没調査 橋梁詳細点検 船倉茶花線 供利茶花線 窪舎1号線 前浜線	平成23年度～令和2年度施工 L=1258.59m 平成23年度～令和2年度施工 L=1132m 平成24年度 2箇所 平成24年度 3橋 平成30年度施工 L=70m 平成31年度施工 L=100m 平成31年度施工 L=200m 令和2年度施工 L=200m	A	土地交渉や売買契約	上田線2期(皆田線～寺崎朝戸線)の整備事業を計画実施する。また、宇勝城線等の整備にむけて計画・実施する。
		ア	町道未改良区間の整備促進(町単)	瀬呂加2号線 那間茶花線 ハキビナ長崎線 西岸当線 立長10号線 立長12号線 立長11号線 瀬良座線 真正線 船倉茶花線 中金久線 兼母源手名線 徳ノ上線 出之池線 大道袋線 宇勝叶線 窪舎前岸線 立長5号支線 白石線 牛道線 朝戸城線 久保里線 増木名線 叶線 前岸線 叶・辻宮線 兼母2号線 千迫線 瀬名2号線	平成23年度施工 L=454m 平成23年度施工 L=191m 平成23年度施工 L=120m 平成23年度施工 L=210m 平成23年度施工 L=117m 平成24年度施工 L=175m 平成24年度施工 L=300m 平成24年度施工 L=200m 平成25年度施工 L=131m 平成25年度施工 L=620m 平成25年度施工 L=657m 平成25年度施工 L=170m 平成25年度施工 L=268m 平成25年度施工 L=123m 平成25年度施工 L=105m 平成26年度施工 L=406m 平成26年度施工 L=120m 平成26年度施工 L=454m 平成26年度施工 L=110m 平成26年度施工 L=130m 平成27年度施工 L=400m 平成27年度～平成28年度施工 L=360m 平成27年度～平成28年度施工 L=600m 平成28年度施工 L=197m 平成28年度施工 L=100m 平成29年度施工 L=93m(排水路工) 平成30年度～平成31年度施工 L=268m 平成31年度施工 L=190m 平成31年度～令和2年度施工 L=300m	A	土地交渉や売買契約	町道整備に向けて各路線の補修や拡幅など計画・実施する。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第4章 生活基盤

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
				小浜線	令和2年度施工 L=150m			
			イ 県道未改良地区の整備促進			—		東区十字路(かめや商店付近)や与論中学校など鹿児島県と連携し、計画実施する。
第2項 空港の利便性の向上								
(1) 与論空港の拡張整備								
		ア 与論空港の拡張整備及び関連施設の整備推進	滑走路等施設補修 施設周辺の環境整備	場周柵工及び補修 有刺鉄線張替 側溝補修 周辺伐採	A	定期便重複に対応するためのエプロン拡張と滑走路端安全区域の拡張整備及び地権者への説明	エプロン拡張及び安全帯の整備による空港の安定的運用	
第3項 港湾の整備								
(1) 港湾整備の推進								
		ア 港湾整備	岸壁補修 エプロン補修 防舷材補修	実施済み 実施済み 実施済み	A	県へ予算措置の要望 関係機関との協議、連携 安心安全な海上輸送の確保	抜港、欠航軽減化対策の調査検討 旧岸壁の整備	
		イ 臨港道路の整備	茶花地区臨港道路の改良舗装 供利地区臨港道路の改良舗装	実施済み 実施済み	A	県へ予算措置の要望 関係機関との協議、連携	維持管理に努める	
(2) コースタルリゾート利用促進対策・環境整備の推進								
		ア 海浜地の環境整備	防砂工 給電・給水施設整備 植栽 物揚場改修 離岸堤の新設 養浜工	実施済み 実施済み 実施済み 実施済み 実施中	A	県へ予算措置の要望 関係機関との協議、連携	課題の調査検討 維持管理に努める	

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第4章 生活基盤

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			イ 海洋スポーツ拠点としての利用促進	B & G艇庫と連携を図り、海洋スポーツの拠点としての利用を促進します。	ヨットレースの開催	B	スポーツだけでなく海洋レジャー全般の施設としての向上を図る必要がある。	施設利用促進に係る課題の調査検討 施設の維持管理に努める

第3節 情報・通信

第1項 情報化の充実

(1) ICT利活用の普及

ア 地域ICTの活用促進	地場産業・市街地活性化（仮想ショッピングモール、観光情報、物販、ホテル・旅館等の予約システム等）に係る地域ICTのポータルサイトの利用を促進します。	与論町光ブロードバンド・サービスの加入者は平成31年度末時点で870件であり申請時目標900件に届かなかったが、令和元年度以降も加入者は順調に増加している。	A	与論町光ブロードバンド・サービスを利用者が受けられるまでに係る費用が他地域と比べて高額であり、かつサービス提供までに係る期間も長い為、これを改善する必要がある。	安価かつ迅速に光ブロードバンド・サービスを受けられるよう環境を整備する。
-----------------	--	--	---	--	--------------------------------------

(2) 住民向けサービスの導入

ア ITリテラシー研修サービス	インターネットサービス、携帯電話サービスの使い方を含めたITリテラシー研修を実施して行きます。	近年においてITリテラシー研修を実施できておらず、利用者のITリテラシーが利用者自身の意識に委ねられている状況であった。	C	インターネットやSNS（ソーシャルネットワークサービス）等を通じて起こる様々な問題について、住民が被害者・加害者とならないよう研修を行う必要がある。	時代に即したITリテラシー研修サービスを提供できるよう努める。
イ 特産品等のPR販売促進サービス	町内の産業振興を図るため、ブロードバンドを活用した通信販売サイトの立ち上げや既存のショッピングモール等に出品する方法など、NPO等と協力した体制により販売促進を図っていけるように支援します。	与論町光ブロードバンド・サービスを元に、ふるさと納税サイト等の新しいサービスを利用して特産品の販売促進が図られている。	A	インターネットを利用した販売・PRについて、出品者への支援が必要と思われる。	出品者がオンライン販売や特産品販売サイト等を利用できるよう支援を行える体制構築に努める。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第4章 生活基盤

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			(3) 情報教育の推進					
		ア	パソコン講座等の開設	地域住民がパソコンを自由に使いこなす、インターネット等が活用できるよう情報教育を推進します。	NPO主体でのパソコン講座はあったが、町主体でのパソコン講座は開設できなかった。	C	ICT技術が日々進歩する中で地域住民が安全にインターネット等を活用できるよう、技術的なことだけでなく情報セキュリティについても情報教育を推進する必要がある。	地域住民がパソコン等を安全に、かつ効率的に利用するための講座を開設できるよう努める。
第4節 住宅								
			第1項 住宅行政の推進					
			(1) 町営住宅の充実					
		ア	宇和寺団地の再編整備	町営宇和寺団地5号棟の建築を行います。	平成23年度 宇和寺団地5号棟8戸・ 駐車場整備	AA	事業完了	事業完了の為なし
		イ	与論校区内の団地整備	町内の住宅整備のバランスを計る為、与論校区に住宅整備を行います	平成24年度 城団地 基本・実施計画 平成25年度 城団地 整備(1棟6戸) 平成26年度 矢口団地 基本・実施計画 平成27年度 矢口団地 (1～3号棟10戸)	C	集落ごとに町営住宅整備のための土地交渉・売買契約を行う	西区住宅整備事業 朝戸住宅住宅整備事業 東区住宅整備事業 を行います

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第4章 生活基盤

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			ウ 公営住宅改善整備	老朽化に伴う改修整備事業を行います	平成28年度辻宮住宅改修工事1号・4号棟 実施設計 平成29年度辻宮住宅改修工事1号・4号棟 改修工事 平成30年度辻宮住宅2・3号棟実施計画 平成30年度辻宮住宅改修工事2号・3号棟 整備・瀬良座住宅実施計画 平成31年度 瀬良座住宅改修工事1号棟 改修工事	B	今後見込まれる住宅老朽化への整備	老朽化住宅の整備 与舎住宅1棟4戸の改修工 を行います。
			エ 公営住宅整備	新規公営住宅の整備を行います。	令和元年度 西区住宅設計委託 令和元年度 叶住宅用地購入 令和2年度 西区住宅整備(2棟8戸) 令和2年度 叶住宅基本・実施設計	C	世帯数の数が増加による住環境の変化 が生じさらなる新規整備が求められている ため需要に合わせた整備事業	住生活基本計画を策定し、集落ごとに 住宅を整備できるよう計画実施する。 叶住宅4棟8戸の整備を行う 東区住宅2棟4戸の整備を行う 朝戸住宅4棟8戸の整備を行う
		(2) 県営住宅の建設促進						
			ア 県営住宅団地の建 設促進	宇和寺団地1号棟～3号棟の整備事業を 行います	・県営住宅整備事業(宇和寺団地1号棟8戸・ 駐車場整備) ・県営住宅整備事業(宇和寺団地2号棟8戸・ 駐車場整備) ・県営住宅整備事業(宇和寺団地3号棟8戸・ 駐車場整備)	A A	事業完了	事業完了

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第4章 生活基盤

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
第5節 緑化								
第1項 緑化対策								
(1) 緑化対策								
		ア	住民意識の高揚	県道・町道等をはじめ、町有地等を活用し、緑化を推進します。また、町民に対し、宅地周辺や農地に花木等の植栽を推進しながら、住民意識の高揚に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・トンネル周辺植栽 ・石仁周辺植栽 ・ハキビナ周辺植栽 ・点滅信号付近植栽 ・大金久海岸周辺植栽 ・マラソンコース沿道へのフクギ・マニラヤシ、アレカヤシ植栽等 ・植栽を実施した箇所の維持管理 	A	台風や塩害等の強い花壇や海岸付近等にあった植物の選定及び景観を生かした植栽方法の検討が必要である。	住民の意識が高揚するよう植栽方法の検討を行い、モデルになるような花壇や景観に合わせた植栽方法、勉強会等の実施を行う。整備した花壇等については、緑化推進員による継続した管理を行うことでいつ見ても美しい環境整備を目指す。
		イ	グリーンバンクの整備	土地改良事業等で発生する樹木を一時的に仮置きするグリーンバンクの整備を行い、公共事業等で再利用することにより緑化の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・県道工事に伴い発生したヤシを移植し再利用を実施した。 ・町道工事に伴い発生したハイビスカスやクロトンを挿し木用として使用し、沿道の花壇等に植栽を実施した。 	B	ヤシ類やハイビスカス・クロトン等の花木の再利用は実施出来ているが、ソテツやアダン等の再利用については移植やグリーンバンクが実施できていない。	アダンやソテツ等、在来種を生かした植栽の実施。事前に植栽予定地の検討や勉強会を行い景観にあった再利用植栽を目指す。
第6節 水道								
第1項 水道の充実								
(1) 水道施設の更新								
		ア	施設能力の強化 水道施設更新 老朽管布設替 増口径布設替	水道施設及び管路の耐震化、適正管径での布設替を行います。	配水管布設替工事や浄水場イオン交換膜の取替、老朽化機器の更新(ポンプ類・計量機器等)、給水能力維持、漏水対応等の機器の取付(流量計・仕切弁・配水ポンプ等)	C	老朽管の破裂による漏水が頻発しており、修繕、布設替工事等の対応に追いついていない。	老朽管布設替 水道施設耐震化 最適管口径布設替 有収率90%以上 水道水質の向上(海水淡水化施設の更新)

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第4章 生活基盤

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			イ 水源の確保 新規水源さく井	良質な水質の水源開発と地下水監視体制の強化を行います。	与論町既存水源調査業務	B	既存水源池の機器及び施設の老朽化	既存水源池の機器及び施設の更新
			イ 災害対策の強化 緊急遮断弁設置 排水池更新	災害・事故時のライフラインの確保の為、配水池の増設や耐震化更新等の工事を行います。	令和元年～令和2年：与論町水道ビジョン及び基本計画策定 新規配水池予定地の確保	B	新配水池設置の事業費の確保 計画の策定	新規配水池計画の策定・設置 既存配水池の耐震化

第7節 環境保全

第1項 環境保全の島づくり

(1) 最終処分場の整備

最終処分場の整備	周辺住民の理解を得ながら、建設予定地を確保し、施設の整備を行います	平成26年3月完成 埋立面積：約800㎡ 埋立容積：約3、900㎡ 埋立使用期間：15年 埋立構造：準好気性埋立 埋立方式：移動式バケット方式	AA	<ul style="list-style-type: none"> 埋立使用期間が15年のため、出来るだけ、延命出来るように埋処理量の減量化を行う必要がある。 第一次貯留槽から第二次貯留槽への移行を適正に判断し、実施する必要がある。 	ごみの減量化の啓発を実施しつつ、第一次貯留槽から第二次貯留槽への移行を適正に行う。また埋立許容量を把握しながら次施設整備に向けた計画の推進を行う。
----------	-----------------------------------	--	----	---	---

(2) 焼却施設の整備

焼却施設の整備	再利用可能な廃棄物のリサイクル啓発を行い、埋処理量の減量を図りながら焼却施設の整備を行います。	平成29年3月完成 設備型式：間欠燃焼式ストーカ式焼却炉 処理能力：8t/日(8時間) 敷地面積：7、901㎡ 建築面積：980㎡	AA	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理料下げながら効率的な運転を行う必要がある。 産業廃棄物等の混入を防ぎ、焼却灰や、飛灰の減量化を行う必要がある。 	効率的な運転方法を確立し、安全安心で低燃費な施設管理・運営が出来るよう検討及び実施する。またごみの分別指導を行いごみの減量化推進を行う。
---------	---	---	----	--	--

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第4章 生活基盤

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			(3) し尿・浄化槽汚泥高度処理施設の整備					
			し尿・浄化槽汚泥高度処理施設の整備	周辺住民の理解を得ながら、建設予定地を確保して施設整備を行います。	令和2年12月11日契約 工期：令和2年12月～令和5年3月完成予定	B	・建設費用が高額なため、交付金や地方債等をうまく利用した財源確保の必要がある。 ・新規施設のためノウハウがないため完成後の稼働に向けて研修等の徹底が必要である。	財政担当や県、国との情報共有を徹底し、出来るだけ財政に負担の少ない財源確保に努める。施設研修等を実施し、運転管理方法を身に付け、安全安心な施設運営を目指す。
			(4) し尿処理の推進					
			小型合併処理浄化槽の普及促進	集落排水事業赤佐地区外を対象に年次的に整備推進します。	平成23年より年平均23基の小型合併浄化槽の設置に補助を実施した。 10年間で約230件	B	・単独浄化槽や汲み取りから小型合併浄化槽へ切り替え促進の働きかけが必要である。 ・汚水処理人口普及状況の正確な数値把握が必要である。	新築への補助金を単独浄化槽や汲み取りからの切り替えに財源を上乗せするタイミングの検討と実施を行う。また、保健所や環境保全協会と連携し、汚水処理人口の見直しを行う。
			(5) 農業集落排水施設の計画的整備					
			施設の計画的整備	老朽化施設の年次的・計画的な設備更新を行います。	平成28年度 機能診断調査 平成29年度 最適整備構想策定 平成30年度 調査計画策定 令和2年度 機能強化更新事業開始 (令和5年度迄)	A	施設本体の老朽化 災害に対する耐久性が低い	令和5年度迄の適切な機器更新事業を行う 農業集落排水施設耐震化計画の策定・更新
			(6) 農業集落排水への加入促進					
			未加入者の加入促進	未加入世帯への加入促進を行い、生活排水の適切な処理と生活環境の保全に努めます。	23年度から31年度迄の実績 加入率約7%の増加 新規加入件数：30年度6件・31年度5件 23年度から31年度迄の実績 計72件	B	区域内人口減少に伴う施設使用料の減	区域内加入率100% 施設使用料の適正化

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第4章 生活基盤

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			(7) 地下水の水質保全					
			地下水汚染の防止	生活雑排水・産業廃棄物の適正処理、農地への適正施肥、農薬の適正散布、家畜排泄物の適正処理等、地下水環境に配慮した対策を行い、水質保全に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度より環境省のサンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020のモデル地域となり、何が地下水汚染に起因しているかを調査・シュミレーションを行った。 地域の方にも理解を得られるように年1回の進捗報告会を実施した。 	B	<ul style="list-style-type: none"> サトウキビ畑や牧草地への適正な施肥量の散布が必要である。 家畜排泄物の適正処理が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 農家への適正な施肥量の散布やタイミング等の講習会等の実施を行う。また、牛舎等の窒素分地下水流出防止の方法や補助等検討・実施する。 畜産農家への堆肥舎建設の推進 法面植栽の維持及び水路呑み口の管理の徹底を図り、赤土流失防止に努める。
第2項 新エネルギーの導入促進と省エネルギーの推進								
			(1) 新エネルギーの導入促進					
			新エネルギーの導入促進	「与論町新エネルギービジョン」に基づき、各種補助事業を活用しながら新エネルギーの導入に努めます。	再生可能エネルギー導入事業により砂美地来館へ風力発電を導入した。	A	台風常襲地域である本町においては強風時に風車を止めなければならず、費用対効果が得られにくい。	離島及び台風常襲地域である本町に適した、費用対効果の高いクリーンな新エネルギーの導入を推進する。
			(2) 省エネルギーの推進					
			省エネルギーの推進	「与論町地域省エネルギービジョン」に基づき、省エネルギーを推進し、限りある資源・エネルギーを効率的に活用し、自然環境と共生する文化・人づくり・まちづくりに努めます。	省エネルギー化を推進するための検討委員会等を立ち上げる必要がある。	C	本町の地理的条件に見合った省エネルギー化政策を推進する必要がある。	低炭素社会の実現に向けて、省エネルギー化計画の策定・実施を行う。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第4章 生活基盤

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
第8節 消防防災・生活安全								
第1項 安心・安全な生活の確保								
(1) 消防・防災体制の充実								
		ア	消防車両及び消防設備の整備更新と消防団の機能強化	消防車両や消防設備の更新を行い火災時の迅速対応を図ります。 消防団の消防技術向上と機能強化を図ります。	・消防車両の老朽化に伴う廃車に対し、消防庁からの無線貸付及び沖永良部広域事務組合からの譲受、更には新車両の購入により整備更新と機能強化を図った。 ・防火水槽1カ所の増設及び消火栓の老朽化に伴い、機能強化と設備修繕を図った。 ・操法大会への参加や定期的な訓練を実施した。	A	・車両及び設備の整備は多額な費用を要することから計画的かつ補助事業や譲受等を利用し消防機能の向上を目指す必要がある。 ・消防団による定期的な訓練や消防学校への入校の推奨を実施し、消防技術の向上を図る必要がある。	・消防力が低下しないよう、重要設備の計画的な更新と機能強化に向けた訓練の実施、物品の確保に努める。
		イ	火災警報器の整備推進	各家庭に火災報知機の設置を推進します。	沖永良部広域事務組合与論分遣所及び消防団により、個別訪問を行い各家庭へ火災報知器の設置を推進した。	A	火災警報器の電池使用推奨期限が10年であり、設置から10年を経過する家庭が多数見込まれることから、電池交換もしくは更新の必要がある。	火災警報器の電池推奨期限を過ぎる家庭が多数見込まれることから、電池交換もしくは更新の推進及び新築家屋への設置を推進する。
		ウ	災害情報の伝達設備の整備	防災施設の整備により、災害情報の伝達を迅速的確に行うようにします。	防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、県総合防災システムの整備を行った。また各通信キャリアと協定を結び、緊急時スマホや携帯電話へ災害情報の伝達を可能とした。	B	機器の故障等や不感地帯の発生により伝達不可の地域が見込まれる。 また、視覚・聴覚障害者または高齢者等に災害情報を迅速かつ的確に伝える必要がある。	機器のメンテナンスを行い、機器の長寿命化を図るとともに、アンテナの設置等で不感地帯を解消する。 多種多様な情報伝達を確保することにより情報伝達の冗長化を図るとともに、視覚・聴覚障害者または高齢者等への伝達手段を確保する。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第4章 生活基盤

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
		エ	自主防災組織の推進	集落単位とする自主防災組織編成の推進を行い、地域における自主防災体制の強化を図ります。	各集落自主防災組織を編成し、地域における自主防災体制の強化を図った。	B	各集落自主防災組織を立ち上げたが、訓練等活動が実施できていないため、活動の啓発を行う必要がある。	各集落の自主防災組織の活性化を目的とし、消防署及び消防団等の関係機関及び関係団体と連携し、活動支援を展開する。
		オ	防災知識の普及啓発	日頃から自主的に災害に備え、災害に対する対処能力の向上を図るため、各種防災組織の普及啓発活動を行います。	台風襲来前や年末の火災が多発する時期に広報や公告にて普及啓発活動を行った。	C	防災知識の普及啓発を更に行っていくためには、広報誌や公告だけではなく、各種防災組織を活用しての活動・普及啓発を推進していく必要がある。	各種防災組織において、防災知識の普及啓発活動を活性化することを目的とし、消防所及び消防団等の関係機関及び関係団体と連携し、活動支援を展開する。
		カ	与論町地域防災計画の再整備	災害対策基本法第42条の規定に基づき与論町の地域に係る災害対策に関する事項を再整備し、計画的な防災行政の推進を図ります。	与論町地域防災計画を整備した。今後PDCAサイクルにより進捗管理を図る必要がある。	B	定期的な与論町地域防災計画の見直しや防災計画に記載のある各種訓練を実施し、計画的な防災行政の推進を図る必要がある。	定期的な与論町地域防災計画の見直しや防災計画に記載のある各種訓練を実施し、計画的な防災行政の推進を図る。
(2) 防犯活動の推進								
		ア	防犯体制の強化	ゆんぬ安心安全パトロール隊や町防犯協会の充実強化を図り地域における防犯に対する連帯意識を醸成します。	ゆんぬ安心安全パトロール隊が解散し、交通・防犯協会が一体となった与論町鳴中安穏協会を発足。 各機関、各団体と連携し防犯及び交通に対する啓発活動を行った。	B	今後も安心安全の町づくりを更に推進するため、各団体の人材確保・活動維持を推進し、各関係機関・各団体との連帯意識を醸成する必要がある。	今後も安心安全の町づくりを更に推進するため、各団体の人材確保・活動維持を推進し、各関係機関・各団体との連帯意識を醸成する。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第4章 生活基盤

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			イ 防犯意識の高揚	防犯キャンペーンを実施し、情報提供や町民一人一人の防犯に対する意識の高揚に努めます。	ゆんぬ安心安全パトロール隊が解散し交通・防犯協会が一体となった与論町嶋中安穩協会を発足。 各機関、各団体と連携し防犯及び交通に対する啓発活動を行った。	B	今後も安心安全の町づくりを更に推進するため、各団体の人材確保・活動維持を推進し、各関係機関・各団体との連帯意識を醸成する必要がある。	今後も安心安全の町づくりを更に推進するため、各団体の人材確保・活動維持を推進し、各関係機関・各団体との連帯意識を醸成する。
(3) 交通安全の推進								
			ア 交通安全の意識啓発	交通安全に対する町民の意識啓発に努め交通安全講習会の開催や交通安全キャンペーン等の広報啓発等を行います。	ゆんぬ安心安全パトロール隊が解散し、交通・防犯協会が一体となった与論町嶋中安穩協会を発足。 各機関、各団体と連携し防犯及び交通に対する啓発活動を行った。 また、警察を中心とした交通安全講習会やグランドゴルフ大会を開催した。	B	今後も安心安全の町づくりを更に推進するため、各団体の人材確保・活動維持を推進し、各関係機関・各団体との連帯意識を醸成する必要がある。	今後も安心安全の町づくりを更に推進するため、各団体の人材確保・活動維持を推進し、各関係機関・各団体との連帯意識を醸成する。
			イ 道路交通環境の整備	危険個所の把握を行い、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設を効果的に整備し、道路拡張整備と併せて危険個所の改善と安全確保を図ります。	毎年、危険個所の点検を行い必要箇所にはカーブミラーやガードレール、ソーラー点滅等の設置を行い、交通安全施設の整備に努めた。 また、道路整備計画や各集落の陳情の道路拡張に併せ危険個所の改善と安全確保に努めた。	B	今後も危険個所の点検を行い、効果的な交通安全施設を整備し、必要に応じた走路交通環境の整備を推進する必要がある。	今後も危険個所の点検を行い、効果的な交通安全施設を整備し、必要に応じた走路環境の整備を推進する。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第5章 共生・協働

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
第1節 共生・協働								
第1項 住民参画の推進								
(1) 町民と行政のパートナーシップ								
		ア	まちづくりに参加しやすい環境づくり	町政の状況を町民に説明し、意見・提言を受けることで町民の意見が反映された行政運営を目的とする「まちづくり懇談会」を毎年開催する。	23年度より令和2年度まで毎年1回開催し、町民への町政説明及び意見や質問、提言を受け付けた。 また、令和2年度はコロナ禍の影響に鑑み、週報を媒体とした書面開催形式にて町民の意見収集に努めた。	B	令和2年度以外は集会形式により懇談会を開催したが、近年は一部参加者の意見表明に偏るなど、幅広い意見収集を図るうえでの懇談会の効果的な運営面について、課題を残している。	町政に関する意見・提言を効果的に収集し、住民の行政運営への参画に資する効果的な方策の検討・実施
		イ	民間活力の導入	町の実施する事業等への民間事業者及び公民館・各種団体等の地域組織の参画を促進するために、公民館活動の活性化を図る	公民館活動を主とした集落単位の協働活動を支援するとともに、町事業への参画を推進した。	B	公民館活動を中心とする集落単位での住民の自主的な地域活動に加え、民間事業者の経済活動を町の事業に引き込むことで、事業の効率化やサービスの向上を図る必要がある。	PFI/PPPをはじめとした民間事業者との連携による公共分野の事業運営推進に資する方策の検討と実施
(2) 広報・広聴活動の充実								
		ア	町Webページの充実	住民への行政情報と併せて、全国に向けて本町の豊富な地域資源や特産品・観光スポット等、島の魅力を積極的に発信するとともに、常に最新の情報が提供できるように管理運営に努めます。	島内外に対し、よりわかりやすく魅力的な情報発信をするため、平成27年度に町ホームページを改修しました。	B	定期的な情報更新が必要です。	最新の行政情報や特産品・観光スポット等、島の魅力を積極的に発信することに努めます。
		イ	「広報よろん」の充実	町の政策と進行状況・議会運営状況・町の動きや各種団体等の情報を広く発信します。	広報よろんの誌面を活用し、町の政策や財政状況の発信、各種イベント等の様子など、分かりやすい情報発信に努めました。	B	発行回数や時期が不定期なので、定期的な情報発信が必要です。	定期的な情報発信に努め、幅広い年代に分かりやすい誌面作りに努めます。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第5章 共生・協働

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			ウ 週報の充実	一週間の主な行事や行政及び各自治公民館や各種団体等の情報を広く発信します。	各自治公民館及び各小組合からの要望により毎週発行していた週報を月2回へと削減し、小組合長の負担を軽減した。 掲載内容については、行政及び各種団体等の公共性のある情報発信に努めた。	B	ペーパーレスや小組合長への負担軽減及び本町の高齢化率の上昇により小組合制度自体の運用が難しくなっている。 週報を必要とする声も多い中、ニーズに合わせた情報発信を展開する必要がある。	自治公民館及び各種団体等と連携し町民のニーズに合わせた情報内容と提供方法を展開する。
			エ 町政モニター制度の活用	町が実施する政策・施策等についての町民への浸透性及び効果性等を住民から選任した町政モニターから意見を聴取し、行政運営に反映することで行政サービスの向上を図る	23年度より26年度まで行政モニター会議を開催し、町民からの意見収集を行ったが、27年度以降においてはモニター人材の確保が困難になり任用が出来なかった	C	町政について幅広く評価するモニターの任用において、モニター人材の確保・育成による任用継続が課題となっている。	町政に関する諸施策の実施内容や成果について、住民視点から評価・提言を行う町政モニターの任用と運営の効果向上に向けた人材育成と住民参画意識の醸成
			オ 町政出前講座等の実施	町政に関する諸状況及び各種施策の内容等について住民に説明し周知するとともに、住民からの意見を行政運営に反映することで住民参画の推進を図る	23年度より令和2年度まで毎年町政懇談会を開催し、町民への町政説明及び意見や質問、提言を受け付けた。 また、令和2年度はコロナ禍の影響に鑑み、週報を媒体とした書面開催形式にて町民の意見収集に努めた。	B	住民の参加数が少数傾向であることから、参加しやすい懇談会の検討及び住民の参加意欲向上に向けた取組が必要である	町政に関する住民理解の向上及び住民からの町政に対する意見・要望の聴取による行政運営の効果性向上促進を図るための交流機会の確保
			(3) 民間活力の導入					
			ア 共生協働活動の促進	各種ボランティア団体等の連携・協力を推進し、計画的かつ効率的・効果的な活動の展開を図る。	NPO向けシェアオフィスの開設など、交流の場ができつつある。またアドバイザー派遣事業などを活用し、取組を推進した。	B	町内のNPO法人やボランティア団体の積極的な活動が増えており、団体間及び行政と連携した取組を進めていく必要がある。	町内のNPO法人等の交流の促進及び行政との連携を図る。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第5章 共生・協働

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
第2項 男女共同参画の推進								
（1）男女共同参画の意識啓発								
		ア	広報・啓発活動	町のWebページや広報誌等の情報媒体において、男女共同参画社会に関する制度の周知を図り、慣行の見直しや意識改革を進めます。	各施設等への啓発ポスターの掲示やチラシの設置を行い、啓発・周知に努めました。	B	男女共同参画について知る機会や場所が乏しいため、周知活動を行うことにより町民の意識改革が必要です。	令和4年度までに男女共同参画地域推進員を2名以上配置し、その活動として男女共同参画という言葉の周知や意識改革を進めていきます。
		イ	各種委員会や組織等における女性の登用	自治公民館長や他の団体長などの女性登用をはじめ、様々な分野における政策立案・方針決定など積極的に女性が参画し、女性自らの能力が十分に発揮できる体制づくりを推進します。	各種委員会や組織での女性の登用が以前より進んだことから、女性が活躍する場面が増えました。	B	年々少しずつ理解が広まりつつありますが、固定的役割分担の潜在意識が依然とあるため、各種団体長や様々な分野での女性が活躍できるよう、意識改革を含めた体制づくりが必要です。	各種団体長への女性の登用や様々な分野で女性が活躍できるような体制づくりに努めます。
（2）男女が働きやすい環境づくり								
			子育て支援等の拡充	保育サービスの充実 放課後児童健全育成事業 児童福祉施設併設型民間児童館事業	私立認定こども園及び公立の与論こども園での放課後児童健全育成事業 私立認定こども園での児童福祉施設併設型民間児童館事業	A	保育士等の人材確保 放課後児童健全育成事業を行うための部屋の確保 教育部局との連携	保育士の雇用啓発 放課後児童健全育成事業の充実 (可能であれば全校区での実施を目標とする)

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第5章 共生・協働

節	項	施策	基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			(3) DVの防止及び被害者の保護					
			被害者の保護・支援	警察や関係機関との連携 啓発活動の実施 (広報誌・Webページの掲載、講演会開催) 条例の制定 避難措置費の予算化	警察等との連携を強化するとともに、 Web ページや広報誌等に相談センターの情報掲載。 条例の制定や講演会等を開催。 被害者の保護支援および加害者へ対応を実施。 避難措置費の予算化実施 上記取組みに関して一部達成している。	B	分かりやすく相談しやすい環境づくりの強化や相談センター等の情報などの広報回数を増やして多くの人に周知することが必要である。	環境づくりに伴う支援体制強化 関係機関との連携強化 講演会開催などで広報啓発活動の充実

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第6章 行財政

節	項	施策	基本基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
第1節 行政								
第1項 行政改革								
(1) 事務事業の整理・見直し								
		ア	事務事業の整理・合理化等	既に計画し、又は着手した事業等であっても、必要性、効果等を勘案し、見直しを進める。	次期行財政改革大綱において、行政評価による事務事業の分析・見直しを行動計画に定め取組を進める。	C	計画中の次期行財政改革大綱の早期策定。	行財政改革大綱に定める行動計画の着実な実行。
		イ	民間委託等の推進	民間委託等の実施が適当な事務事業については、民間委託等を推進する。	会計年度任用職員制度への移行に伴う事務の見直しにより、臨時職員が行っていた業務の一部を民間に業務委託した。	B	次期行財政改革大綱において民間委託及び指定管理者制度を活用できる事務事業の洗い出しが必要である。	行財政改革大綱に定める行動計画の着実な実行。
		ウ	補助金等の整理・合理化	補助金等は、その必要性、効果等を勘案して整理と合理化を進め、総額の抑制に努める。	次期行財政改革大綱において、行政評価による事務事業の分析・見直しを行動計画に定め取組を進める。	C	計画中の次期行財政改革大綱の早期策定。	行財政改革大綱に定める行動計画の着実な実行。
		エ	政策評価システムの導入	重要施策や戦略的施策等について、その結果の検証を行うことを定着させる。	次期行財政改革大綱において、行政評価による事務事業の分析・見直しを行動計画に定め取組を進める。	C	計画中の次期行財政改革大綱の早期策定。	行財政改革大綱に定める行動計画の着実な実行。
(2) 組織・構築の見直し								
		ア	事務事業を円滑に遂行できる組織体制の整備	新たな行政課題や住民の多様なニーズに対応した施策を総合的・機能的に展開できるよう組織・機構の見直しを行う。	次期行財政改革大綱において、組織・機構の見直しを行動計画に定め取組を進める。	C	計画中の次期行財政改革大綱の早期策定。	行財政改革大綱に定める行動計画の着実な実行。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第6章 行財政

節	項	施策	基本基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			イ 審議会等の見直し、適正化	各種の審議会・委員会・協議会等の見直しと合理化を図る。	特別職非常勤職員の任用要件の厳格化に伴い、報酬・費用弁償条例の支給対象となる職員や委員等の見直しを行い、35項目を削除した。	B	要綱等に基づき報償費を支給している委員会等について、議会の議決を経て条例で定める必要がないか確認する。	第6次振興計画には盛り込まず見直しを行う。
(3) 定員及び給与の適正化								
			ア 定員管理の適正化	定員管理計画に基づき、行財政環境の変化等に即した定員管理を進める。	定員管理計画を策定し、計画に基づく定員管理を行っている。	A	早期退職者が一定数見込まれることから、定期的に定員管理計画の見直しを行う。	会計年度任用職員の定員についても検討する。
			イ 給与の適正化	給与制度の見直しを行い、給与の公平性及び透明性の確保に努める	・人事院勧告等に基づく給与改定を実施し給与の適正化を図った。 ・ホームページにて給与情報等の公表を行い、給与の透明性の確保に努めた。	B	・高齢層職員の昇給について、国家公務員との整合性を図る。 ・ラスパイレス指数が全国的にみても低いことから、近隣町の水準へ改善する必要がある。	・人事評価結果の給与等への活用 ・国家公務員の給与構造に準じた条例改正を行い、給与の適正化に努める。
(4) 人材の育成・確保								
			ア 人材育成の推進	職員の自己申告を活用した定期的な人事異動や県自治研修センターや市町村アカデミー等における研修への計画的派遣、講師招聘による職員研修の実施及び地方自治体等との相互人事交流を推進する。	職員の自己申告制度の活用、県自治研修センター等への研修参加（新採・係長・課長）、講師招聘による職員研修及び地方自治体等との人事交流を実施することができた。	A	奄美群島広域事務組合への職員派遣を短いインターバルで行う必要があり、派遣する職員の確保が難しい。	第5次振興計画の内容を継続する。
			イ 多様な人材の確保	定員管理計画を踏まえつつ、職員採用試験を計画的に実施し、多様かつ有為な人材の確保に努める。	定員管理計画に基づき職員採用試験を実施することができた。 障害者を対象とする職員採用試験を行い、採用することができた。	A	保育士や土木等の資格を有する職種については、募集した人員を確保することができなかった。	資格を有する職種の人員確保、障害者雇用率の達成について明記する。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第6章 行財政

節	項	施策	基本基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			ウ 政策研究会の設置	政策研究会を設置し、政策提言等を年3本以上目指す。	第1期に政策研究会から2本提案することができた。	B	第2期以降、政策研究会を機能させることができなかった。リーダー及び旗振り役が不在。	第6次振興計画においては、職員提案制度を明記する予定。
(5) 情報化等行政サービスの向上								
			ア Webページ等の充実による情報発信の充実	住民の知りたいことを分かりやすく伝えるための工夫と情報の整理を行い、住民サービスの向上を図ります。	町ホームページの改修を平成27年度に行い、定期的に細部の見直しを行い、分かりやすいホームページ作りに努めました。	B	情報の定期的な発信が不十分です。	町ホームページの定期的な見直しを行い、より検索しやすいホームページ作りに努めるほか、情報の定期的な発信に努めます。
			イ 各種データベースの整備による行政効率の向上	事務事業の効率化のため、各種データベースの整理・充実を図る。	事務事業に必要なデータは、共有ネットワークにおいて共有化されている。	A	特になし。	第6次振興計画には盛り込まず見直しを行う。
(6) 新庁舎の整備								
			ア 新庁舎建設検討委員会の設置	新庁舎建設検討委員会を設置します。	与論町庁舎建設検討委員会を設置した。	A	特になし。	事業完了
			イ 新庁舎整備計画の策定	新庁舎整備計画の策定を行います。	与論町新庁舎建設基本構想及び基本計画を策定することができた。	A	特になし。	事業完了
			ウ 新庁舎の整備	新庁舎の整備を行う。	新庁舎を整備することができた。	A	特になし。	事業完了

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第6章 行財政

節	項	施策	基本基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
		(7) 公正の確保と透明性の向上						
		ア	行政手続きの適正化	行政手続条例等に沿って行政手続きの適正化に努める。	行政不服審査法に基づき、条例等の改正を行った。	A	行政不服審査法に基づく審査請求等はなかった。	第6次振興計画には盛り込まず見直しを行う。
		イ	情報公開の推進	文書管理の徹底やWebページの充実により行政情報を提供します。	年度毎に文書の整理・管理に努め、町ホームページ・広報誌を活用した情報公開に努めました。	B	行政情報の公開・提供が不十分です。 (ホームページ等が更新されていない) 個人情報保護について、各種団体等への周知が不十分です。	Webページ等を活用し、町民への情報の公開・提供を積極的に推進し、開かれた町政運営に努めます。 個人情報保護条例の整備を行い、適正な情報管理に努め、公正で信頼される行政の推進を図ります。
		(8) 広域行政						
		ア	広域行政の適正化	広域行政における課題の把握に努め、広域行政適正化検討委員会（仮称）を設置し、業務の広域行政化について慎重に検討する。	広域行政における課題の把握に努め、取組を進めた。	B	広域行政適正化検討委員会を設置できなかった。	第5次振興計画の内容を継続する。
第2節 財政								
第1項 財政改革								
		(1) 財源の充実・確保						
		ア	町税等の安定的確保	過年度滞納分を含む町税等の自主財源の確保に努め、受益者負担の適正化を図る。	町税については、預貯金等の財産調査を行い、これに基づいた差し押さえを実施した。 ふるさと納税については、返礼品の見直しや納税方法の多様化、業務委託を実施するなど、積極的に運用を進め、納税額も大きく増加した。	A	町税については、評価漏れを防ぐための新築家屋等の調査。 使用料・手数料については、その定期的な見直し	町税について、定期的に見回りを行うことにより新築家屋等の評価漏れを防ぐ。 使用料や手数料の算定根拠に、施設の維持費やサービスを提供するためのコスト等を適切に反映しているか定期的に検証する。

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第6章 行財政

節	項	施策	基本基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			イ 効率的な財源の捻出	事務事業の緊急性・重要性を十分に検討し、予算の効率的配分に努める。 有利な補助金や起債を活用した事業の導入	交付税措置率の高い辺地対策事業債や過疎対策事業債を活用することで財源の確保を図った。	B	補助金や起債が充当できない事業について、前もって基金を積み立てるなど計画的な財源の確保。	大型事業の実施に際し、事業費やその財源内訳を把握し、基金を積み立て準備するなど計画的な財源の確保。 老朽化した施設の改修や新設にあたっては、旧施設の解体・撤去事業までを踏まえた事業費の算定
(2) 財源の重点的配分と効率的執行								
			ア 歳出の節減	人件費・物件費・補助費等の節減に努めるとともに、事務の簡素化・合理化を図り、徹底した経費節減に努める。 中長期財政計画の検討・策定	行財政改革プランにおいて、財政運営に係る計画を策定した。	B	策定された行財政改革プランに基づいた計画的な財政運営の実施。	将来的な予測を踏まえた計画的で持続可能な財政運営への取り組みを図る。
			イ 効率的な事業の推進	事務事業の緊急性・重要性を十分に検討し、予算の効率的配分に努める。	道路事業等においては、予算査定において消防などからの要望を踏まえ、優先順位をつけ、緊急性の高いものから実施した。	B	近年、建設業において慢性的な人出不足となっており、本町が実施する土木工事等においても、年度内の執行が出来ず繰越事業となるが多くなっている。	町内業者の状況を考慮しながら事業量について精査し、会計年度の独立の原則に基づいた予算執行を図る。
(3) 財政の計画的運営								
			ア 財政改革の推進	町の財政運営における予算の合理的かつ計画的な配分による健全性の堅持と財政規律の確保	行政改革大綱等に基づき、各年度の財政運営における財政改革の推進に努めた	B	近年の本町における連続した大型施設更新事業により、公債費の増加等による財政負担の拡大状況が進行していることから、財政の健全性維持に係る事業の見直しが一層重要性を増している。	公債費率及び将来負担比率等の実測数値に基づく、健全かつ持続可能な財政運営の実現に向けた各事業の合理性・効率性の徹底及び財政規律の厳格な維持

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第6章 行財政

節	項	施策	基本基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
			イ 公会計制度の導入	<p>公会計制度を導入し、資産管理や負債管理を徹底し、持続可能な行財政運営を図る。</p> <p>公会計導入に係る財務書類の作成及び財産台帳の整備・財産管理台帳システムの利用</p>	<p>期末仕訳により毎年度公会計資料を作成し、財産管理台帳システムへ反映させている。</p> <p>また、日々仕訳を導入するため新システムの導入作業に取り組んだ。</p>	A	<p>新財務会計システムの導入による操作方法や公会計制度の周知等に時間を要する。</p>	<p>作成された公会計資料を活用し、公共施設の維持・改修事業や将来的な予測を踏まえた持続可能な財政運営を図る。</p>
			(4) 国保会計への繰り出しの適正化					
			国保会計への繰り出しの適正化	<p>国保財政の赤字補填について、全て一般会計から繰り出すことのないよう適正化を図る。</p>	<p>・嘱託職員による訪問徴収や職員による臨戸徴収等の徴収強化策により、現年度分の徴収率は98%台を維持し、滞納分を含めても90%台を維持することができた。</p> <p>・税率を改正し、保険税の歳入確保に努めることができた。</p>	B	<p>・平成30年度の国保制度改革により、県に対し国保事業費納付金の納付が求められ、本町の国民健康保険事業会計はさらに厳しい財政状況にある。</p> <p>・今後も県全体の療養給付費の増額が予想され県全体で医療費を賄う為、本町も医療費抑制に向けて取組を強化する必要がある。</p>	<p>・特別交付金（特別調整交付金分・県繰入金2号分・特定健診等負担金分及び保険者努力支援制度分）の取組を強化し、財政基盤の強化を図る。</p>

第5次総合振興計画総括評価（平成23年度～令和2年度）

第6章 行財政

節	項	施策	基本基本事業	事業内容	主な実績	評価	課題	第6次振興計画に向けた目標
第2項 税収の確保								
(1) 町税の完納と効果的な徴収対策								
		ア	徴収対策	<ul style="list-style-type: none"> ・広報の徹底を行い、納税意識の高揚に努めます。 ・滞納整理・徴収管理・財産及び実態調査等の強化を図ります。 ・徴収嘱託員等による臨戸訪問徴収の継続的な実施を行います。 ・滞納処分を積極的に行うことによる収納率のアップを行います。 ・収納対策の体制強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報の徹底を行い、納税意識の高揚に努めました。 ・滞納、徴収管理及び財産・実態調査の強化 ・徴収嘱託員・収納事務受託者による臨戸訪問徴収の継続的な実施を行いました。 ・人事交流による収納対策の体制強化 ・専門的な知識習得のため研修機関への職員派遣及び徴収事務研修会等への参加による職員の資質の向上を図り、滞納整理等の徴収対策の強化を図りました。 	A	<p>コロナ感染症等の影響による景気の低迷、所得の減少等による厳しい状況が続いています。</p> <p>厳しい状況の中、納期内納税に努められている納期内納税者と滞納者との間の公平を図ることにより徴収の確保と公平性の確保という目的を達成する必要があります。</p>	<p>町民の利便性の向上及び納税意識の高揚促進を図るため、多様な納税方法の導入に向けて推進していきます。</p> <p>さまざまな滞納者に対応したきめ細やかな滞納整理による滞納者の納税意識の改革を図りできるだけ早期に納期内納税者に移行するよう推進していきます。</p> <p>毎年度の町税徴収を意識して、町税徴収率の向上に努めます。</p>
		イ	各課との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・未収金徴収対策本部における情報交換目標設定等を実施します。 ・全庁的な徴収体制強化を図ります。 ・町税以外の法的に滞納処分が認められている債権について、収納対策室と各課連携して滞納処分を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未収金徴収対策本部における情報交換、目標等の検討。 ・全庁的な徴収対策の強化のための納税確認書等の義務付けを図りました。 ・町税以外の法的に滞納処分が認められている債権について、徴収対策室と連携し検討を行いました。 ・研修会に合同参加による連携強化を図りました。 ・町税等の搜索を各課と協力し実施しました。 ・滞納金の解消と公平な行政サービスに努めました。 	B	<p>町税滞納者に対して、行政サービスの実施がたまに見受けられるケースがあり、同一滞納者に対して継続してサービスを実施している事もあるので、収納状況を確認しながら行政サービスの実施が必要です。</p>	<p>行政サービスに伴う制限措置の対象を町の徴収金に拡充し、滞納徴収金の徴収強化に向けて情報を共有し、各課との連携を強化します。</p> <p>各課との連携した徴収事務の研修参加や職員同士の滞納整理の研修等を開催し、徴収強化を図ります。</p>